

平成31年2月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
1	平成31年度秋田市一般会計予算の件
2	平成31年度秋田市土地区画整理会計予算の件
3	平成31年度秋田市市有林会計予算の件
4	平成31年度秋田市市営墓地会計予算の件
5	平成31年度秋田市中央卸売市場会計予算の件
6	平成31年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
7	平成31年度秋田市大森山動物園会計予算の件
8	平成31年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
9	平成31年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
10	平成31年度秋田市学校給食費会計予算の件
11	平成31年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
12	平成31年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
13	平成31年度秋田市介護保険事業会計予算の件
14	平成31年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
15	平成31年度秋田市水道事業会計予算の件
16	平成31年度秋田市下水道事業会計予算の件
17	平成31年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
18	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件
19	平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件
20	平成30年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件
21	平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件
22	平成30年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件
23	平成30年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第2号）の件
24	平成30年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件
25	平成30年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
26	平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件
27	平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件
28	平成30年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
29	平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件
30	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件
31	秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する件
32	秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する件
33	秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件
34	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件

- 35 秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件
- 36 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する件
- 37 秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件
- 38 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件
- 39 秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する件
- 40 秋田市文化会館条例の一部を改正する件
- 41 秋田市平和公園条例等の一部を改正する件
- 42 秋田市北部墓地条例の一部を改正する件
- 43 秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する件
- 44 秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する件
- 45 秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件
- 46 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件
- 47 秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件
- 48 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件
- 49 秋田市市民農園条例等の一部を改正する件
- 50 チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する件
- 51 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する件
- 52 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件
- 53 秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する件
- 54 秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する件
- 55 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する件
- 56 秋田市準用河川管理条例の一部を改正する件
- 57 秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件
- 58 秋田市都市公園条例の一部を改正する件
- 59 秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する件
- 60 秋田市営住宅条例の一部を改正する件
- 61 秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件
- 62 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件
- 63 秋田市下水道条例等の一部を改正する件
- 64 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件
- 65 秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件
- 66 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
- 67 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 68 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
- 69 秋田市土地開発基金条例を廃止する件

- | | |
|----|--|
| 70 | 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件 |
| 71 | 秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件 |
| 72 | 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 |
| 73 | 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する件 |
| 74 | 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例を設定する件 |
| 75 | 秋田市公共交通活性化基金条例を設定する件 |
| 76 | 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 |
| 77 | 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件 |
| 78 | 秋田市消防団員服務規律及び懲戒条例の全部を改正する件 |
| 79 | 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件 |
| 80 | 町および字の区域ならびにその名称を変更する件 |
| 81 | 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件 |
| 82 | 地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画を認可する件 |
| 83 | 秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件 |
| 84 | 包括外部監査契約を締結する件 |
| 85 | 秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件 |
| 86 | 秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件 |
| 87 | 秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 88 | 秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 89 | 秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 90 | 市道路線を認定する件 |

議案第31号

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する件

秋田市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表土地使用料の項使用期間が1月未満の場合の項中「100分の3.18」を「100分の3.23」に改め、同表建物使用料の項中「100分の7.42」を「100分の7.55」に、「100分の3.18」を「100分の3.23」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、行政財産の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第32号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する件

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する条例
(秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例(平成16年秋田市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表中「72円」を「73円」に改める。

(秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例(平成16年秋田市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第5条中「21円」を「22円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第3条 秋田市ポートタワー条例(平成18年秋田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金(限度額)

」に、

「4,320円」を「4,400円」に、「3,888円」を「3,960円」に、「4,186円」を「4,263円」に改め、同表の備考の5および備考の6中「の額」

を「の限度額」に改める。

別表第2の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「2,921円」を「2,975円」に、「2,057円」を「2,095円」に改め、同表の備考の2中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第3の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「72円」を「73円」に改め、同表の備考中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第4の表中「3,369,600円」を「3,432,000円」に、「2,527,200円」を「2,574,000円」に、「2,106,000円」を「2,145,000円」に、「1,684,800円」を「1,716,000円」に、「1,263,600円」を「1,287,000円」に改め、同表の備考の1中「168,480円」を「171,600円」に改める。

（秋田港振興センター条例の一部改正）

第4条 秋田港振興センター条例（平成8年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金（）」を「利用料金の限度額（）」に、「411円」を「419円」に、「822円」を「838円」に、「1,645円」を「1,676円」に、「3,291円」を「3,352円」に、「の利用料金」を「の利用料金の限度額」に、「の額」を「の限度額」に改め、同表の備考中「利用料金」を「利用料金の限度額」に改める。

（秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例の一部改正）

第5条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例（平成16年秋田市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

利用料金

」を
「

利用料金（限度額）

」に、

「308円」を「314円」に、「103円」を「105円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「2,057円」を「2,095円」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「2,057円」を「2,095円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に改める。

（秋田市雄和観光交流館条例の一部改正）

第6条 秋田市雄和観光交流館条例（平成16年秋田市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「308円」を「314円」に、「515円」を「524円」に、「206円」を「210円」に改める。

（秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正）

第7条 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「の額」を「の限度額」に、「411円」を「419円」に、「308円」を「314円」に改める。

（秋田市雄和里の家条例の一部改正）

第8条 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「1,080円」を「1,100円」に、「8,100円」を「8,250円」に改め、同表の備考の3中「の額」を「の限度額」に、「324円」を「330円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表の備考の4中「の額」を「の限度額」に、「432円」を「440円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改める。

（秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正）

第9条 秋田市雄和観光農産物加工所条例（平成16年秋田市条例第95号）

の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「21,600円」を「22,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

（秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正）

第10条 秋田市雄和ふるさと温泉条例（平成16年秋田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「3,569円」を「3,635円」に、「2,412円」を「2,457円」に、「3,148円」を「3,206円」に、「262円」を「267円」に、「159円」を「162円」に、「360円」を「367円」に、「180円」を「183円」に、「524円」を「534円」に改め、同表の備考の1中「一般3,600円」を「一般3,670円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「7,200円」を「7,340円」に、「以下3,600円」を「以下3,660円」に、「10,800円」を「11,010円」に、「5,400円」を「5,490円」に改め、同表の備考の6中「の額」を「の限度額」に、「524円」を「534円」に改め、同表の備考の8中「の額」を「の限度額」に、「319円」を「325円」に、「524円」を「534円」に改める。

（秋田市雄和コテージ条例の一部改正）

第11条 秋田市雄和コテージ条例（平成16年秋田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

（秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部改正）

第12条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例（平成16年秋田市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「822円」を「838円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「5,142円」を「5,238円」に改め、別表の1の表の備考の3中「の額」を「の限度額」に、「108円」を「110円」に、「54円」を「55円」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「411円」を「419円」に、「308円」を「314円」に、「617円」を「629円」に、「515円」を「524円」に改め、別表の2の表の備考の2中「の額」を「の限度額」に、「103円」を「105円」に改める。

（秋田市にぎわい交流館条例の一部改正）

第13条 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「3,394円」を「3,457円」に、「2,880円」を「2,933円」に、「2,366円」を「2,410円」に改め、同表の備考の1および備考の2中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 展示ホール等の利用料金（第2条、第4条関係）

施設	利用料金（限度額）			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで
展示ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
アート工房1	2,724円	2,724円	2,410円	1,991円

アート工房 2	2,514円	2,514円	2,200円	1,782円
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
多目的室 1	1時間につき849円			
多目的室 2	1時間につき220円			
多目的室 3	1時間につき231円			
多目的室 4	1時間につき482円			
多目的室 5	1時間につき492円			
ピアノ練習室	1時間につき220円			
研修室 1	3,982円	3,982円	3,457円	2,829円
研修室 2	2,305円	2,305円	1,886円	1,571円
研修室 3	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室 4	1,257円	1,257円	1,048円	943円
研修室 5	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
研修室 6	1,467円	1,467円	1,257円	1,048円
和室 1	471円	471円	409円	335円
和室 2	471円	471円	409円	335円
和室 3	251円	251円	220円	178円

備考

- この表に定める施設（1時間当たりの利用料金の限度額が定められているものを除く。）の利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合の利用料金の限度額は、それぞれの区分の利用料金の限度額を合算した額とする。
- 1時間当たりの利用料金の限度額が定められている施設の利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定

した額の2倍に相当する額とする。

別表第3の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「2,468円」を「2,514円」に改め、同表の備考の2中「の額」を「の限度額」に改める。

別表第4の表中

「

利用料金

」を

「

利用料金（限度額）

」に、

「8,229円」を「8,382円」に、「7,200円」を「7,333円」に、「6,172円」を「6,286円」に、「10,285円」を「10,476円」に改め、同表の備考中「の額が」を「の限度額が」に改める。

（秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の一部改正）

第14条 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「金額」を「利用料金の限度額」に、「15,428円」を「15,714円」に、「13,371円」を「13,619円」に、「100円」を「105円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例および第2条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付す

べき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の秋田市ポートタワー条例別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の秋田市ポートタワー条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

5 第4条から第14条までの規定による改正後の秋田港振興センター条例、秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例、秋田市雄和観光交流館条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄和里の家条例、秋田市雄和観光農産物加工所条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市雄和コテージ条例、秋田市雄和サイクリングターミナル条例、秋田市にぎわい交流館条例および秋田市中通一丁目自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、雄和糠塚地区民間資本活用施設の使用料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第33号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件

秋田市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削り、同項第5号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「別表第8」を「別表第7」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「別表第9」を「別表第8」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「別表第10」を「別表第9」に改め、同号を同項第8号とする。

別表第1 秋田市雄和B & G海洋センターの項を削る。

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7から別表第10までを1表ずつ繰り上げる。

第2条 秋田市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2から別表第9までを次のように改める。

別表第2 秋田市立体育館使用料（第4条関係）

区 分					単位	金 額	
						一 般	高校生以下
貸 切	メイン アリー	入場料 を徴収	市民が 体育に	全面	1時 間に	1,570円	無料（大会、 講習会等に使

使用	ナ	しない場合	使用する とき。				用するとき は、780円)
				全面の3 分の2	1,040円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、520円)	
				全面の3 分の1	520円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、260円)	
		市民以 外の者 も参加 する体 育に関 する大 会、講 習会等 に使用 する とき。	全面		2,200円		
			全面の3 分の2		1,460円		
			全面の3 分の1		730円		
			全面		4,710円		
			全面の3 分の2		3,140円		
			全面の3 分の1		1,570円		
		入場料 を徴収 する場 合	体育に 使用す る とき。	全面	4,080円		
				全面の3 分の2	2,720円		
				全面の3	1,360円		

			分の1			
		その他	全面			14,140円
		の催し	全面の3			9,420円
		に使用	分の2			
		すると	全面の3			4,710円
		き。	分の1			
	営利を目的と		全面			50,910円
	する場合		全面の3			33,940円
			分の2			
			全面の3			16,970円
			分の1			
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。		520円	無料（大会、講習会等に使用するときは、260円）	
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。				730円
		その他の催しに使用するとき。				1,570円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。				1,360円
		その他の催しに使用するとき。				4,710円
	営利を目的とする場合					16,970円
多目的ホール	市民が体育に使用する場合			1室 1時間	410円	無料（大会、講習会等に使用するとき

			つき	は、210円)
		その他の場合		620円
	卓球室	市民が体育に使用する場 合	410円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、210円）
		その他の場合		620円
	会議室	大会議室		310円
		小会議室		150円
個人 使用	ジョギングコース		1回 につ き	100円 無料（市民以 外の者が使用 するときは、 50円）
照明設備	メインアリーナ		全点 灯の 6分 の1 点灯 1時 間に つき	440円
	サブアリーナ		一式	530円
	多目的ホール		1時	100円
	卓球室		間に	100円
冷房設備	メインアリーナ		つき	2,760円
	サブアリーナ			250円
	大会議室			110円
	多目的ホール			120円
	卓球室			120円
暖房設備	メインアリーナ			3,850円

	サブアリーナ		240円
	大会議室		100円
	多目的ホール		110円
	卓球室		110円
スポットライト			60円
フットライト			60円
手動式移動仮設席	営利を目的としない場合	1ブ	170円
	営利を目的とする場合	ロッ ク1 日 に つ き	5,560円
<p>物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき210円を徴収する。</p>			

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料（第4条関係）

区 分					単 位	金 額	
						一 般	高校生以下
貸 切 使 用	体育館	入場料 を徴収 しない 場合	市民が 体育に 使用す ると き。	全面	1時 間 に つ き	520円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき は、260円）
				半面（茨 島 体 育		260円	無料（大会、 講習会等に使

		館)		用するとき は、120円)
		市民以外の者も 参加する体育に 関する大会、講 習会等に使用す るとき。		730円
		その他の催しに 使用するとき。		1,570円
	入場料 を徴収 する場 合	体育に使用する とき。		1,360円
		その他の催しに 使用するとき。		4,710円
	営利を目的とする場合			16,970円
柔道場（茨島体育館）			210円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 100円）
剣道場（茨島体育館）			210円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 100円）
トレーニング室（茨島体育館）			160円	無料（大会、 講習会等に使

			用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、80 円)
小体育館（雄和体育館）		210円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 100円）
ミーティングルーム（茨島体育 館・河辺体育館・雄和南体育 館）			50円
照明設備（体育館）	一式 1時 間に つき		530円
<p>物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき430円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき210円、館内および附属土地において立ち売りをすることは1人1日につき210円を徴収する。</p>			

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、
使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に
切り上げる。

別表第4 秋田市勝平屋内ゲートボール場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1面	310円

	高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、150円）
照明設備			100円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第5 秋田市勝平市民グラウンド使用料（第4条関係）

区 分		単位	金 額	
			一 般	高校生以下
貸切使用	グラウンド	1時間につき	410円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）
照明設備	全点灯		1,250円	
	A点灯		940円	
	B点灯		730円	
	C点灯		210円	

備考

- 1 この表において「全点灯」とは、秋田市勝平市民グラウンド全体を照明するために、76灯を点灯することをいう。
- 2 この表において「A点灯」とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、60灯を点灯することをいう。
- 3 この表において「B点灯」とは、主にサッカー競技、ラグビー

競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。

4 この表において「C点灯」とは、主にソフトボール競技に必要な範囲を照明するために、12灯を点灯することをいう。

5 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第6 秋田市河辺岩見三内・河辺和田・河辺戸島・雄和新波野球場
使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1時	410円
	高校生以下	間に つき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円）

備考

1 秋田市雄和新波野球場については、放送設備およびスコアボードの使用を含む。

2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第7 秋田市スポパークかわべ使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	サッカー場	一般	1面 1,570円
		高校生以下	1時 間に つき

	多目的広場	一般		410円
		高校生以下		無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、210円）
個人使用	グラウンド	一般	1人	260円
	ゴルフ場	高校生以下	1日につき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第8 秋田市雄和花の森野球場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1時	620円
	高校生以下	間につき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、310円）

備考

- 1 選手控室、放送設備およびスコアボードの使用を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第9 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1面	210円

	高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、100円）
照明設備			270円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

スポーツ施設について、雄和B&G海洋センターを廃止し、規定を整備するとともに、消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第34号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件

秋田市民交流プラザ条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	6,120円	「	6,240円	を に改める。
		510円		520円	
		720円		730円	
		510円		520円	
		1,080円		1,100円	
		4,210円		4,290円	
		2,360円		2,410円	
		1,850円		1,880円	
		360円		360円	
		560円		570円	
		1,220円		1,240円	
		610円		620円	
		660円		670円	
		300円		310円	
		360円		360円	
		510円		520円	

別表第2中「4,110円」を「4,190円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、秋田市民交流プラザの施設の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第35号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件

秋田市大森山動物園条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「520円」を「530円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同表の備考の1中「3,100円」を「3,150円」に、「10,400円」を「10,600円」に改める。

別表第2中「1,850円」を「1,880円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第3中「392,040円」を「399,300円」に、「430,920円」を「438,900円」に、「653,400円」を「665,500円」に、「16,300円」を「16,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園等に係る同日以後に納付すべき入園料等について適用し、同日前の入園等に係る入園料等および同日以後の入園等に係る同日前に納付す

べき入園料等については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、大森山動物園の入園料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する件

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

提案理由

秋田城跡歴史資料館の観覧料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件

秋田市立千秋美術館条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表常設展観覧料の項中「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に、「200円」を「210円」に改め、同表特別展観覧料の項中「1,580円」を「1,610円」に改め、同表年間観覧料の項中「4,110円」を「4,190円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立千秋美術館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、千秋美術館の観覧料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第38号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区 分	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第一会議室	210円	210円	210円	630円
第二会議室	210円	210円	210円	630円
第一練習室	830円	830円	830円	2,490円
第二練習室	830円	830円	830円	2,490円
第三練習室	1,670円	1,670円	1,670円	5,010円
展示ホール			2,300円	
和室	1,250円	1,250円		

土蔵	1,570円	1,570円		
----	--------	--------	--	--

備考

- 1 使用許可を受けた者が入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の10割を加算した額とする。
- 2 午前および午後又は午後および夜間を引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの区分料金を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納付すべき観覧料等については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、赤れんが郷土館の観覧料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第39号

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する件

秋田市如斯亭庭園条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例

秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「500円」を「520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市如斯亭庭園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る同日以後に納付すべき入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料および同日以後の入園に係る同日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

提案理由

如斯亭庭園の入園料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第40号

秋田市文化会館条例の一部を改正する件

秋田市文化会館条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

ホール、会議室等の使用料

区 分		使 用 料 の 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大ホール	平日	15,100円	18,340円	20,500円	53,940円
	土曜日	18,340円	21,580円	24,810円	64,730円
	日曜日 祝日				
小ホール	平日	5,390円	7,550円	8,630円	21,570円
	土曜日	6,470円	9,710円	10,790円	26,970円
	日曜日 祝日				
大会議室		6,470円	6,470円	7,550円	20,490円

第一会議室	530円	530円	630円	1,690円
第二会議室	530円	530円	630円	1,690円
第三会議室	530円	530円	630円	1,690円
第四会議室	1,070円	1,070円	1,610円	3,750円
第五会議室	1,070円	1,070円	1,610円	3,750円
第六会議室	2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
第七会議室	2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
和室会議室	530円	530円	630円	1,690円
和室練習室	2,150円	2,150円	2,690円	6,990円
第一練習室	530円	530円	630円	1,690円
第二練習室	530円	530円	630円	1,690円
リハーサル室	530円	530円	630円	1,690円
第一展示ホール	午前9時から午後4時30分まで			4,310円
第二展示ホール	午前9時から午後4時30分まで			4,310円

別表の備考の6のア中「1,260円」を「1,280円」に改め、同表の備考の6のウ中「530円」を「540円」に、「310円」を「320円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、文化会館の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第41号

秋田市平和公園条例等の一部を改正する件

秋田市平和公園条例等の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例

(秋田市平和公園条例の一部改正)

第1条 秋田市平和公園条例(昭和41年秋田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「636円」を「647円」に改める。

(秋田市南西墓地条例の一部改正)

第2条 秋田市南西墓地条例(平成11年秋田市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4,381円」を「4,462円」に改める。

(秋田市河辺墓地条例の一部改正)

第3条 秋田市河辺墓地条例(平成16年秋田市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「386円」を「393円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後の秋田市平和公園条例、秋田市南西墓地条例および秋田市河辺墓地条例の規定は、この条例の施行

の日後の使用に係る同日以後に納付すべき管理手数料について適用し、同日前の使用に係る管理手数料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき管理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、平和公園の管理手数料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市北部墓地条例の一部を改正する件

秋田市北部墓地条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市北部墓地条例の一部を改正する条例

秋田市北部墓地条例（平成23年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「墓地」という。）」を削る。

第2条の見出しを「（墓地および合葬墓）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

秋田市北部墓地に一般墓地（以下「墓地」という。）および合葬墓を設ける。

第2条に次の1項を加える。

3 合葬墓は、多数の焼骨を共同で直接埋蔵する施設とする。

第3条に次の2項を加える。

2 合葬墓を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者でなければならない。ただし、死亡時において本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者および本市が設置した墓地から改葬しようとする者は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、自己の死亡後にその焼骨を埋蔵するために合葬墓を使用しようとする者は、合葬墓の使用の許可を受けようとするときに、本市に住所又は本籍を有する者であって満65歳以上であるものでなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、本市に住所又は本籍を有する者であって市長が別に定める要件を満たす

ものでなければならない。

第4条中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加える。

第5条中「対し、その」を「対し、墓地および合葬墓の」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(合葬墓の使用の中止等)

第7条の2 合葬墓の利用者は、合葬墓に焼骨を埋蔵する前に使用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第8条第1項各号列記以外の部分中「墓地」の次に「又は合葬墓」を加え、同項第1号中「使用した」を「使用し、又は合葬墓を使用しようとした」に改め、同項第2号中「墓地の」を「墓地又は合葬墓の」に改め、「墓地を」を削り、同項第3号および同条第2項中「利用者」を「墓地の利用者」に改め、同条第3項中「利用者が」を「墓地の利用者が」に改める。

第9条第2項中「永代使用料」を「墓地の永代使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 合葬墓の永代使用料の額は、1体につき17,000円とする。

第10条第1項中「利用者」を「墓地の利用者」に改め、同条第2項中「3,189円」を「3,248円」に改める。

第12条ただし書中「ときは、」を「ときは」に改め、「一部を」の次に「、第7条の2第1項の規定により合葬墓の使用の中止の届出があったときはその全部を」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市北部墓地条例第10条第2項の規定は、第10条第2項の改正規定の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき管理手数料

について適用し、同日前の使用に係る管理手数料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき管理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

北部墓地に合葬墓を設置し、その永代使用料等について定めるとともに、消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い墓地の管理手数料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第43号

秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する件

秋田市新屋ガラス工房条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する条例

秋田市新屋ガラス工房条例（平成29年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,950円」を「5,040円」に、「5,230円」を「5,330円」に、「860円」を「880円」に、「1,430円」を「1,460円」に、「3,750円」を「3,820円」に、「6,860円」を「6,990円」に改める。

別表第2中「770円」を「790円」に改める。

別表第3中「8,110円」を「8,260円」に、「4,050円」を「4,120円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市新屋ガラス工房条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、新屋ガラス工場の施設等の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第44号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する件

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（平成28年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「390円」を「400円」に、「190円」を「200円」に改め、同表の備考中「3,900円」を「4,000円」に、「1,900円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、河辺岩見温泉交流センターの施設の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件

秋田市小規模水道施設条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第19条の表中「75,600円」を「77,000円」に、「172,800円」を「176,000円」に、「248,400円」を「253,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市小規模水道施設条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して小規模水道施設を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第16条第1項に規定する率に

については、前項の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

- 4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 6 新条例第19条の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、小規模水道施設に係る水道料金等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

秋田市市民サービスセンター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

無料	無料
2,050円	2,090円
4,110円	4,190円
無料	無料
1,540円	1,570円
4,110円	4,190円
無料	無料

別表の表中

530円	540円
1,050円	1,070円
890円	910円
3,120円	3,180円
11,170円	11,380円
無料	無料
200円	210円
410円	410円
820円	830円
1,230円	1,250円

を

に改め、同表の備考の1中

無料	無料
410円	410円

「820円」を「830円」に、「1,640円」を「1,670円」に改め、同表の備考の2中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に改め、同表の備考の3中「2,050円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に改め、同表の備考の4中「420円」を「430円」に、「200円」を「210円」に改め、同表の備考の6中「250円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、市民サービスセンターの施設の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第47号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表施設の項中「21,600円」を「22,000円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表附属設備の項中「13,500円」を「13,750円」に改め、同表の備考の2中「5,400円」を「5,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「3,375円」を「3,437円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、河辺総合福祉交流センターの使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 搬入された一般廃棄物の項中「115円」を「117円」に改める。

別表第3中「208円」を「212円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物に係る同日以後に納付すべき処理手数料および産業廃棄物に係る同日以後に納付すべき処理費用について適用し、同日前に一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料および産業廃棄物に係る処理費用については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理費用を改めるため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市市民農園条例等の一部を改正する件

秋田市市民農園条例等の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第1条 秋田市市民農園条例(平成16年秋田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「103円」を「105円」に、「113円」を「115円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例(平成16年秋田市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「240円」を「250円」に改める。

(秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部改正)

第3条 秋田市河辺生産物直売所施設条例(平成16年秋田市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,658円」を「5,762円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第4条 秋田市リフレッシュガーデン条例(平成20年秋田市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,630円」に、「2,600円」を「2,640円」に、「20,000円」を「20,370円」に、「50,000円」を「50,920円」に改める。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「の額」を「の限度額」に、「1,059円」を「1,079円」に、「1,163円」を「1,184円」に、「524円」を「534円」に、「627円」を「639円」に、「740円」を「754円」に、「206円」を「210円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「540円」を「550円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表の備考の1および備考の5中「の額」を「の限度額」に改める。

（秋田市勤労者体育センター条例の一部改正）

第6条 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「の額」を「の限度額」に、「1,543円」を「1,571円」に、「772円」を「786円」に、「103円」を「105円」に改め、同表の備考の1中「の額」を「の限度額」に改め、同表の備考の2中「324円」を「330円」に改める。

（秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正）

第7条 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「の額」を「の限度額」に、「27,000円」を「27,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、別表の1の表の備考の1および備考の3中「の額」を「の限度額」に改め、別表の2の表中「の額」を「の限度額」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「648円」を「660円」に改め、別表の2の表の備考中「の額」を「の限度額」に改め、別表の3の表中「の額」を「の限度額」に、「6,172円」を「6,286円」に、「3,086円」を「3,143円」に、「8,229円」を「8,382円」に改める。

（秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正）

第8条 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、「136円」を「138円」に、「160円」を「163円」に、「201円」を「205円」に、「159円」を「162円」に、「398円」を「405円」に改め、同表の備考の1中「80円」を「82円」に、「90円」を「92円」に改め、同表の備考の2中「100円」を「102円」に改め、同表の備考の4中「の額」を「の限度額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の秋田市市民農園条例、秋田市雄和体験学習交流施設条例、秋田市河辺生産物直売所施設条例および秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第5条から第8条までの規定による改正後の秋田市中高年齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、市民農園の使用料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第50号

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する件

チャレンジオフィスあきた条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例

チャレンジオフィスあきた条例（平成14年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「51,429円」を「52,382円」に、「30,857円」を「31,429円」に、「20,571円」を「20,952円」に、「10,285円」を「10,476円」に、「515円」を「524円」に、「308円」を「314円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のチャレンジオフィスあきた条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、チャレンジオフィスあきたの施設の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第51号

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中心卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条第4項、第55条第1項および第58条第1項中「8パーセント」を「10パーセント」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第52号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「に相当する金額（）」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品以外の物品にあっては、100分の10。以下この項および第43条第1項において同じ。）に相当する金額（）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第53号

秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する件

秋田市園芸振興センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する条例

秋田市園芸振興センター条例（平成27年秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市園芸振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、園芸振興センターの施設の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第54号

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(秋田市道路占用等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市道路占用等に関する条例(昭和43年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

(秋田市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 秋田市法定外公共物管理条例(平成15年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書および同条第3項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日以後に

納付すべき占用料について適用し、同日前の1月に満たない期間の占用に係る占用料および同日以後の1月に満たない期間の占用に係る同日前に納付すべき占用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の秋田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、道路占用料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第55号

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する件

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する条例

秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例（昭和63年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,960円」を「13,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表第2中「7,560円」を「7,700円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「15,120円」を「15,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、秋田駅東西歩道橋の広告板使用料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第56号

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する件

秋田市準用河川管理条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市準用河川管理条例の一部を改正する条例

秋田市準用河川管理条例（平成12年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表の(1)の表中「1,378円」を「1,403円」に、「689円」を「701円」に改め、別表の(3)の表中「74円」を「75円」に、「63円」を「64円」に、「52円」を「53円」に、「43円」を「44円」に、「318円」を「324円」に、「370円」を「377円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市準用河川管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る同日以後に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料について適用し、同日前の占用に係る流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料ならびに同日以後の占用に係る同日前に納付すべき流水占用料、土石採取料および土地の占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、流水占用料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第57号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件

秋田市太平山スキー場条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例

秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「利用料金」を「利用料金（限度額）」に、

206円		210円	
103円		105円	
154円		157円	
2,057円		2,095円	
1,234円		1,257円	
1,029円		1,048円	
617円		629円	
1,543円		1,571円	
926円		943円	
20,571円		20,952円	
12,343円	を	12,571円	に改め、同表の備考の1中
10,285円		10,476円	
6,172円		6,286円	

15,428円	15,714円
9,257円	9,429円
1,852円	1,886円
926円	943円
1,388円	1,414円

「2,060円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、太平山スキー場のリフトの利用料金を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第58号

秋田市都市公園条例の一部を改正する件

秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの表中「100分の7.42」を「100分の7.55」に、「100分の3.18」を「100分の3.23」に改め、別表第1のウの表中「200円」を「210円」に、「420円」を「430円」に、「4,230円」を「4,310円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第9条関係）

公園名	有料公園 施設の種 類又は名 称	使 用 料				
		区 分	単 位	金 額	備 考	
千 秋 公 園	千秋公園	最初の30分まで		1台	100円	使用期間 は、毎年4 月1日から 11月30日ま でとする。
	有料駐車 場	30分を超える30分までごと に		につ き	100円	
	久保田城 御隅櫓	個人 使用	一般	1人	100円	団体使用と は、20人以
			高校生以下	1回	無料	

		団体 使用	一般 高校生以下		につ き	80円 無料	上の団体で 使用する場 合をいう。
佐竹史料 館		個人 使用	一般		1人	100円	団体使用と は、20人以 上の団体で 使用する場 合をいう。
			高校生以下		1回	無料	
		団体 使用	一般		につ	80円	
			高校生以下		き	無料	
		年間使用			1人 1年 間 につ き	210円	年間使用と は、使用料 を納付した 日から起算 して1年間の 使用をいう。 年間使用の 使用料を納 付した者の 当該年間使 用の期間に 係る久保田 城御隅櫓の 使用料は、 無料とする。
八 橋 運	陸上競技 場	貸切 使用	入場料 を徴収 する場	アマチ ュアス ポーツ	一般 高校生 以下	1時 間に つき	7,750円 無料（大 会、講習

動公園

合	に使用する場 合			会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 3,870円)
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合		1日 につ き	最高入場 料の額の 100人分 に相当 する額 (155,380 円に満た ない場 合は、 155,380 円とす る。)
	入場料 を徴収 しない 場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一般 高校生 以下	1時 間に つき 3,870円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、

				1,250円)	
		アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合		19,380円	
個人 使用	一般		1人	310円	
	高校生以下		1日 につ き	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、150 円）	
	一般		1人	5,230円	
	高校生以下		1年 につ き	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、2,610 円）	
会議室			1室	210円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につき 280円を加 算する。
役員室（大）			1時 間につ き	210円	
役員室（小）				150円	
					冷暖房設備 を使用する 場合は、1

						時間につき 180円を加 算する。
陸上競技 場大型映 像装置	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合		1時 間につ き	4,580円
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			9,160円
		入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合			2,290円
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			4,580円
陸上競技 場夜間照 明設備	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	全点灯	1時 間につ き	20,880円
				全点灯 の2分 の1点 灯		10,440円
				全点灯 の4分 の1点 灯		5,210円
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯		41,750円
				全点灯 の2分 の1点 灯		20,880円
				全点灯		10,440円

				の4分 の1点 灯			
		入場料 を徴収 しない 場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	全点灯		10,440円	
				全点灯 の2分 の1点 灯		5,210円	
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯 の4分 の1点 灯		2,600円	
				全点灯		20,880円	
				全点灯 の2分 の1点 灯		10,440円	
				全点灯 の4分 の1点 灯		5,210円	
硬式野球 場	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一般 高校生 以下	1時 間に つき	4,810円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると および放 送き、又 は市民以 外の者が 使用すると	会議室の使 用（冷暖房 設備の使用 を含む。） および放送 設備の使用 を含む。

				きは、 2,410円)
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合		1日 につ き	最高入場 料の額の 100人分 に相当す る額（そ の額が 107,900 円に満た ない場 合は、 107,900 円とす る。）
入場料 を徴収 しない 場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一般	1時 間に つき	1,570円
		高校生 以下		無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 520円）
	アマチ ュアス ポーツ 以外に			4,810円

			使用する 場合				
	会議室			1室 1時間 につき	160円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあつて は50円、暖 房設備にあ つては70円 を加算す る。	
相撲場	貸切 使用	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一般	1時 間に つき	150円		
			高校生 以下		無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 150円）		
		アマチュアスポーツ以 外に使用する場合			730円		
球技場	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用	一般	1時 間に つき	7,850円	会議研修室 および役員 記録室の使 用（冷暖房
				高校生 以下		無料（大 会、講習 会等に使	

					用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,870円)	設備の使用を含む。) ならびにスコアボードの使用を含む。
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が157,140円に満たない場合は、157,140円とする。)		夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	3,870円		
		高校生以下		無料(大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき)		

					1,310円)	
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合		19,590円	
		会議研修室		1室 1時	100円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあつて は50円、暖 房設備にあ つては70円 を加算す る。
		役員記録室		間に つき	100円	
第2球技 場	貸切 使用	一般		1時 間に つき	620円	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き1,040円 を加算す る。
		高校生以下			無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 210円）	
テニ	グリ	貸切	一般	1面	100円	

スコ ート	オン サン ドコ ート	使用	高校生以下		1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、50 円）		
	砂入 り人 工芝 コー ト	入場料を 徴収する 場合	一般			410円	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 210円）	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き270円を 加算する。
			高校生以下					
		入場料を 徴収しな い場合	一般	高校生以下	210円	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると		

					きは、 100円)	
多目的グ ラウンド	貸切 使用	一般	高校生以下	1時 間に つき	410円	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き、全点灯 （グラウン ド全体を照 明するため に、90灯を 点灯するこ とをいう。）にあ っては 1,670円、 部分点灯 （主にソフ トボール競 技、陸上競 技等に必要 な範囲を照 明するため に、48灯を 点灯するこ とをいう。）にあ っては830 円を加算す る。
					無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 210円）	

古川町街区公園	土崎市民グラウンド	貸切使用	一般	1時間につき	410円	
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、210円）	
	土崎市民グラウンド夜間照明設備	全点灯			1,460円	全点灯とは、グラウンド全体を照明するために、60灯を点灯することをいう。
部分点灯				1,040円	部分点灯とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、44灯を点灯することをいう。	
雄物	野球場	貸切使用	一般	1面	410円	
			高校生以下	1時間	無料（大	

川 河 川 緑 地					間に つき	会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 210円)	
	テニスコ ート	貸切 使用	一般 高校生以下		1面 1時 間に つき	100円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、50 円)	
一 つ 森 公 園	国指定重 要文化財 旧黒澤家 住宅	個人 使用	一般		1人	100円	団体使用と は、20人以 上の団体で 使用する場 合をいう。
			高校生以下		1回	無料	
		団体 使用	一般		につ き	80円	
			高校生以下			無料	
コミュニ ティ体育 館（アリ ーナに限 る。）	貸切 使用 で入 場料 を徴	市民が体 育に使用 する と き。	全面	一般 高校生 以下	1時 間に つき	520円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると	

取 し な い 場 合			き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 260円)
	全 面 の 2 分 の 1	一般	260円
		高校生 以下	無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 120円)
	全 面 の 4 分 の 1	一般	120円
		高校生 以下	無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 60円)
	市 民 以 外 の 者 が 体	全面	730円
全面の2分		360円	

		育に使用する	の1		
		するとき。	全面の4分の1		180円
		体育以外に使用する	全面		1,570円
	貸切使用	体育に使用する	全面		1,360円
	場料を徴収する場合	体育以外に使用する	全面		4,710円
	貸切使用で営利を目的とする場合		全面		16,970円
	照明設備				530円
テニスコート	貸切使用	一般		1面	210円
		高校生以下		1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又はは、100円）
弓道場	個人	一般	午前使用	1人	150円
					午前使用と

使用	高校生以下	午後使用	につき	150円	は、午前9時から正午までの使用をいう。 午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。 夜間使用とは、午後5時から午後9時までの使用をいう。 1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。
		夜間使用		150円	
		午前使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）	
		午後使用		無料（市民以外の者が使用するときは、50円）	
貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	夜間使用	1日使用	無料（市民以外の者が使用するときは、50円）	無料（大会、講習会等に使用するときは、又は市民以外の者が使用するときは、830円）
		午後使用		無料（大会、講習会等に使用するときは、又は市民以外の者が使用するときは、830円）	

			午前使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、310円）
			午後使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円）
			夜間使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、410円）

			使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用 午前使用 午後使用 夜間使用		2,510円 940円 1,570円 1,250円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般	半面	310円	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。	
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）		
	テニスコート	貸切使用	一般	1面	210円		
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円）		
北	アリーナ	貸切	入場料を徴	一般	半面	1,880円	

野田公園	使用	収める場合	高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、940円）
			入場料を徴収しない場合	一般	940円
				高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、470円）
			テニスコート	入場料を徴収する場合	一般
高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用すると			

				きは、 520円)	
		入場料を徴 収しない場 合	一般	520円	
			高校生以 下	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 260円)	
会議室			1室 1時 間につ き	150円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあって は210円、 暖房設備に あっては 230円を加 算する。
北野田公 園照明設 備	アリーナ照明設備		全点 灯の 5分 の1 点灯 1時	120円	

				間につ つき		
			テニスコート照明設備	1面 点灯 1時 間につ つき	190円	1面点灯と は、テニス コート1面 を照明する ために8灯 を点灯する ことをい う。
御 所 野 近 隣 公 園	野球場	貸切	一般	1面	410円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 210円）	
	テニスコ ート	貸切	一般	1面	100円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する とき	

					きは、50円)	
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	100円	
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、きは、50円)	
秋操近隣公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	210円	
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、きは、100円)	

別表第3中

「

利 用 料 金

」

を

利 用 料 金 （ 限 度 額 ）

に、

524円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時）までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
1,059円	
2,118円	
2,118円	
4,237円	
4,114円	
6,172円	
11,315円	
13,371円	
212円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき570円を加算する。
106円	

534円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時）までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
1,079円	
2,158円	
2,158円	
4,316円	
4,191円	
6,286円	
11,524円	
13,619円	
216円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき580円を加算する。
108円	

308円	
154円	
515円	団体利用と
8,229円	は、15人以
411円	上の団体で
6,172円	利用する場
308円	合をいう。
4,114円	回数券（11
463円	枚つづり）
360円	は、一般
258円	5,150円、 中学生およ び高校生 4,110円、 小学生以下 3,080円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
2,982円	宿泊利用と
2,366円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 （2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の

を

314円	
157円	
524円	団体利用と
8,382円	は、15人以
419円	上の団体で
6,286円	利用する場
314円	合をいう。
4,191円	回数券（11
471円	枚つづり）
367円	は、一般
262円	5,240円、 中学生およ び高校生 4,190円、 小学生以下 3,140円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
3,038円	宿泊利用と
2,410円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 （2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の

に改める。

	日にあつては、午後4時)までの利用をいい、入浴利用を含む。
308円	回数券(11枚つづり)は、中学生以上3,080円とする。
154円	
2,366円	
5,863円	
1,749円	
3,498円	

	日にあつては、午後4時)までの利用をいい、入浴利用を含む。
314円	回数券(11枚つづり)は、中学生以上3,140円とする。
157円	
2,410円	
5,971円	
1,782円	
3,562円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の秋田市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、都市公園の施設の使用料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第59号

秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する件

秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市自転車等駐車場条例の一部改正)

第1条 秋田市自転車等駐車場条例(平成元年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,500円」を「2,610円」に、「6,800円」を「7,010円」に、「16,600円」を「16,970円」に、「1,700円」を「1,780円」に、「4,200円」を「4,290円」に、「11,100円」を「11,310円」に改める。

(秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「1,540円」を「1,570円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市自転車等駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、定期使用に係る使用料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第60号

秋田市営住宅条例の一部を改正する件

秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「	2,800円		「	2,900円	
	2,800円			2,900円	
	2,500円			2,600円	
	2,200円			2,300円	
	2,500円			2,600円	
	2,200円			2,200円	
	2,200円			2,300円	
	2,600円			2,700円	
	2,200円	を		2,300円	に改める。
	2,200円			2,300円	
	2,200円			2,300円	
	2,700円			2,800円	
	2,200円			2,300円	
	2,500円			2,600円	
	2,200円			2,300円	
	2,300円			2,400円	

「」 「」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、市営住宅の駐車場の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第61号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「420円」を「430円」に、「200円」を「210円」に改め、別表の2の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例(平成15年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の

規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、市立学校の施設使用料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第62号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件

秋田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項および第33条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第45条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第46条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「あっては4年」を「ついては4年」に、「にあっては6年」を「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年」に、「あっては8年」を「ついては8年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第45条第3号および第46条第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第27条

第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第27条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のとおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 6 新条例第33条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る水道加入金について適用し、施行日前の申込みに係る水道加入金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い水道料金等を改めるとともに、水道法施行令の一部改正（平成29年政令第232号）に伴い布設工事監督者等の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第63号

秋田市下水道条例等の一部を改正する件

秋田市下水道条例等の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

- (1) 秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第12条
- (2) 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）第14条
- (3) 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第22条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市下水道条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第12条に規定する率については、前項

の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

- 4 特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 6 施行日以後における改正後の秋田市地域下水道条例の規定および改正後の秋田市個別排水処理施設条例の規定の適用については、附則第2項から前項までの規定の例による。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、公共下水道等の使用料を改めるため、改正しようとするものである。

議案第64号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1 秋田市河辺岩見三内中央農業集落排水施設の項中「三内字外川原、字道山、字野崎」を「三内字大川原、字外川原、字繫沢、字繫沢下段、字繫沢前田面、字出来淵、字道山、字野崎、字飛沢上段」に改め、同表秋田市河辺飛沢農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市農業集落排水施設条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して秋田市農業集落排水施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確

定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第15条に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

- 4 特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い農業集落排水施設の使用料を改めるとともに、河辺飛沢農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第65号

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科および旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、

規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第66号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項を同条第9項とし、同条第7項に次のただし書を加える。

ただし、この項本文に規定する者に対する報酬のうち、農業委員および農地利用最適化推進委員に対する年額の報酬の支給については、この限りでない。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、農業委員および農地利用最適化推進委員の年額の報酬は、同項本文に規定する年額の報酬の支給日に支給する。

別表第2農業委員の項を次のように改める。

農業委員	会長	月額 34,000円
------	----	------------

		日額 10,000円
		年額485,400円以内で 市長が定める額
	会長代理	月額 32,000円 日額 10,000円
		年額485,400円以内で 市長が定める額
	委員	月額 31,000円 日額 10,000円
		年額485,400円以内で 市長が定める額

別表第2 農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農地利用最適化推進委員	月額 31,000円 日額 10,000円
	年額485,400円以内で 市長が定める額

別表第2の備考を次のように改める。

備考

- 1 報酬が月額および日額で定められている者の報酬の額は、その者に係る月額の報酬額に勤務した日1日につき日額の報酬額を加算した額とする。
- 2 報酬が月額および日額ならびに年額で定められている者の報酬の額は、その者に係る備考の1の規定による報酬の額に年額の報酬額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員および農地利用最適化推進委員の年額の報酬について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第67号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年12月」を「平成31年12月」に改める。

附則第6項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第68号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年12月」を「平成31年12月」に改める。

附則第5項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第69号

秋田市土地開発基金条例を廃止する件

秋田市土地開発基金条例を次のように廃止する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市土地開発基金条例を廃止する条例

秋田市土地開発基金条例（昭和44年秋田市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

土地開発基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第70号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人および利率）」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「及び」を「および」に、「令」を「および令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条および第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（平成30年法律第66号）等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第71号

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員
等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員
等に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第76号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ
(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専
門員」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正（平成29年厚生労働省令第48号）等に伴
い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第72号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査の業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第93号）に伴い、介護医療院の衛生管理に関する基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第73号

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する件

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する条例

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例（平成25年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条」を「第20条」に、「第22条」を「第21条」に改める。

第2条第1項中「第8条」を「第12条」に改める。

第11条を削り、第2章中第12条を第11条とし、第13条から第20条までを1条ずつ繰り上げ、第3章中第21条を第20条とし、第4章中第22条を第21条とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づく市町村自殺対策計画の策定に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第74号

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例を設定する件

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例を次のように設定する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項および第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園および同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25

条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。
以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、
当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもの
うち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所等である場合
にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該
保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育
所である場合にあつては、市における児童福祉法（昭和22年法律第
164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照
らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3
歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成され
るよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育およ
び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と
認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で
行うこと。

(4) 次条から第9条までに定める要件に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第3項の認定を受けようとする同項に規定する連携施設
（以下「連携施設」という。）が次のいずれかに該当する施設である
こと。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子
どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保
育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成
する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引
き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育お
よび保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育
および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必

要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第9条までに定める要件に適合すること。

(職員の配置)

第4条 認定こども園には、認定こども園の長を1人置かなければならない。

2 認定こども園には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの教育又は保育に従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、1の認定こども園につき常時2人を下回ってはならないものとする。

(1) 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人以上

3 満3歳以上の子どもが利用する認定こども園については、当該満3歳以上の子どもであって、1日における認定こども園の利用時間が8時間程度であるもの（以下「教育および保育時間相当利用児」という。）および4時間程度であるものが認定こども園を共通して利用する時間おおむね4時間について編制する1の学級ごとに1人以上の担当の教育保育従事職員（以下「学級担任」という。）を置かなければならない。この場合において、1の学級を編制する子どもの人数は、35人以下とすることを原則とする。

(職員の資格)

第5条 認定こども園の長となることができる者は、認定こども園の管理および運営を行う能力を有する者とする。

2 教育保育従事職員となることができる者は、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 満3歳未満の子ども 児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者
- (2) 満3歳以上の子ども 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）又は助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）（以下「教員の免許状」と総称する。）を有し、かつ、登録を受けた者
- 3 学級担任となることができる者は、幼稚園の教員の免許状を有する者とする。
- （施設および設備）

第6条 認定こども園の施設および設備は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であって、第5号本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同号本文および第7号）に定める要件に適合するときは、この限りでない。

学 級 数	面積（単位 平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場および調理室を設けていること。ただし、満2歳未満の子どもの保育を行う認定こども園にあっては、これらに加え、乳児室又はほふく室を設けていること。
- (3) 満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる認定こども園は、
もく 沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けていること。

(4) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる認定こども園は、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確保していること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルにその教育又は保育を受ける満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、当該認定こども園が満3歳以上の子どもの教育又は保育を行う幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であつて、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。）が第1号本文に定める面積以上であるときは、当該満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、この限りでない。

(6) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる面積以上であること。ただし、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあつては、その屋外遊戯場の面積がアに掲げる面積以上であるときは、イに掲げる面積以上であることを要せず、当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあつては、その屋外遊戯場の面積がイに掲げる面積以上であるときは、アに掲げる面積以上であることを要しない。

ア 3.3平方メートルにその教育又は保育を受ける満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

イ 次に掲げる面積を合算した面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面積（単位 平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(イ) 3.3平方メートルにその保育を受ける満2歳以上満3歳未満の子どもの数を乗じて得た面積

(7) 乳児室の面積は、1.65平方メートルにその保育を受ける満2歳未満の子どものうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は、3.3平方メートルにその保育を受ける満2歳未満の子どものうちほふくするものの数を乗じて得た面積以上であること。

(8) 幼稚園型認定こども園（連携施設であるものに限る。）にあっては、同一の敷地内又は隣接する敷地内に当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園および保育機能施設の用に供される建物およびその附属設備（以下この号において「建物等」という。）を設けていること。ただし、同一の敷地内又は隣接する敷地内に建物等を設けることが困難な場合であって、子どもに対し適切に教育および保育を行うことが可能であり、かつ、子どもが建物等の間を安全に移動することができる場合は、この限りでない。

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合であって、当該認定こども園の付近に次に掲げる要件の全てに適合する場所があるときは、当該場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。

(1) 子どもが安全に利用することができる場所であること。

(2) 子どもが日常的に利用することができる場所であること。

(3) 子どもに対し適切に教育および保育を行うことが可能な場所であること。

(4) 前項第6号に定める屋外遊戯場の面積に関する要件に適合する場所であること。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う場合であって、当該方法により食事の提供を受ける子どもの数が20人未満であるときは、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園には、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならない。

（食事の提供に係る調理の方法）

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する認定こども園にあっては、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を設けなければならない。

(1) 食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、当該食事の提供の管理者が衛生、栄養等に関し業務上必要な注意を払うことができるよう、当該認定こども園の体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導その他の栄養士による必要な配慮が行われる体制が確保されること。

(3) 調理業務の受託者については、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分認識し、衛生、栄養等に関し調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事を提供するとともに、子どものアレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数および時機に適切に配慮することができること。

(5) 食を通じた子どもの健全な育成を図る観点から、子どもの発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(教育および保育等)

第8条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する教育および保育を行うとともに、小学校等における教育への円滑な接続に向け、当該教育との連携を図らなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえた教育および保育を行うこと。
 - (2) 幼稚園教育要領および保育所保育指針（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）第38条の指針をいう。）に基づいた教育および保育を行うこと。
 - (3) 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とする等の事情に配慮した教育および保育を行うこと。
- 2 認定こども園は、教育保育従事職員の資質の向上等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 認定こども園は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、その有する教育および保育に関する専門性を十分に活用すること等により、子育て支援事業を実施しなければならない。この場合において、当該認定こども園は、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（管理運営等）

第9条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。

- (1) 認定こども園を利用する子どもの選考に当たっては、特別の支援を要する家庭の子どもその他の特別の配慮が必要な子どもの利用が妨げられることがないように、市との連携を図りつつ、公正に行うこと。
- (2) 保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の子どもの家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- (3) 認定こども園を利用することができる日および時間は、保育を必要とする子どもに対する教育および保育を適切に行うことができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。
- (4) 子どもの健康および安全を確保するための体制を整備すること。
- (5) その行う教育および保育について適切な評価を行い、その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上を図ること。

(6) 保護者がその需要に応じた認定こども園を適切に選択することができるよう、認定こども園に係る情報の開示を図ること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者のいずれかの者をもって、当該子ども（教育および保育時間相当利用児を除く。）の教育保育従事職員とすることができる。

3 当分の間、当該子どもが教育および保育時間相当利用児である場合における第5条第2項第2号および附則第5項の規定の適用については、同号中「受けた者」とあるのは「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあつては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者もしくは幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、意欲、適性、能力等を有し、かつ、保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。附則第5項において同じ。）の取得に向けた取組を行っているもの）」と、同項中「保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）」とあるのは「保育士の資格」とする。

4 当分の間、第5条第3項の規定にかかわらず、当該認定こども園が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあつては、登録を受けた者であつて、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状の取得に向けた取組を行っているものに限り、学級担任とすることができる。

(職員に係る特例)

5 子どもの登園又は降園の時間帯およびその他の子どもが少数である時

間帯において、第4条第2項前段の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち1人は、第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者（附則第8項および附則第9項において「市長が認める者」という。）とすることができる。

6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第9項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。

7 第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者（学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。）として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、その開所する時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数が、利用定員に応じて第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員

の人数を超える場合における第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる者は、当分の間、その開所する時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数から、利用定員に応じて第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数を差し引いて得た数の範囲で、市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該市長が認める者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 9 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

附則第6項	第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第7項	第5条第2項第2号又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる幼稚園の教員の免許状を有する者又は登録を受けた者	小学校教諭等免許状所持者

附則第 8 項	第 5 条第 2 項第 1 号および第 2 号 (附則第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) ならびに 附則第 2 項の規定により教育保育従事職員となることができる者	市長が認める者
---------	---	---------

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成30年法律第66号）に伴い、認定こども園の認定の要件を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第75号

秋田市公共交通活性化基金条例を設定する件

秋田市公共交通活性化基金条例を次のように設定する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公共交通活性化基金条例

(設置)

第1条 将来にわたり市民が安心して利用することができる公共交通の実現および公共交通の利便性の向上等のための事業に要する経費に充てるため、秋田市公共交通活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 市民が安心して利用することができる公共交通の実現のための事業に要する経費に充てるとき。
- (2) 公共交通の利便性の向上のための事業に要する経費に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共交通の活性化のための事業に要する経費に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

将来にわたり市民が安心して利用することができる公共交通の実現等のための事業に要する経費に充てることがを目的とする公共交通活性化基金を設置するため、この条例を設定しようとするものである。

議案第76号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は第3項」を「もしくは第87条の2第1項又は第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第3条第1項および第5条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第8号中「180,000円」の次に「（法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円）」を加え、同表第11号中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表第12号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第35号中「の許可」を「又は法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途の変更による興行場等としての使用に係る許可」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料」を「仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による興行場等としての使用に係る許可申請手数料」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同表第36号中「の許可」を「又は法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途の変更による特別興行場等としての使用に係る許可」に、「1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可

申請手数料」を「1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による特別興行場等としての使用に係る許可申請手数料」に改め、同表第46号中「第86条の8第1項」の次に「もしくは第87条の2第1項」を加え、「同条第3項」を「法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 第35号の床面積の合計は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める床面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積
 - イ 建築物の用途を変更する場合 当該用途の変更に係る部分の床面積
- 2 第46号の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を増築し、又は改築する場合（イに掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積
 - イ 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - ウ 建築物の大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - エ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正（平成30年法律第67号）に伴い、用途地域等における建築等許可申請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第77号

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が、消防団長以外の団員は市長の承認を得て消防団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 身体強健かつ志操堅固な者

2 前項に定めるもののほか、団員の任用に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条を次のように改める。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例（平成31年秋田市条例第 号）第7条第1項の規定による免職の処分を受け、当該処分の

日から2年を経過しない者

第6条中「懲戒処分」を「前条第3号に規定する処分を受けた場合」に改め、同条第4号中「住所」を「居住地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の任用要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第78号

秋田市消防団員服務紀律及び懲戒条例の全部を改正する件

秋田市消防団員服務紀律及び懲戒条例の全部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例

秋田市消防団員服務紀律及び懲戒条例（昭和22年秋田市条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、消防団員（以下「団員」という。）の服務および懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（服務規律）

第2条 団員は、消防団長（以下「団長」という。）の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第3条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第4条 団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動をしてはならない。

(表彰)

第6条 市長は、消防団又は団員がその職務を遂行するに当たり、功労が特に拔群である場合は、表彰することができる。

2 団長は、団員を表彰することができる。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の服務規律、懲戒等について必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

議案第79号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第3中「18,188人」を「17,958人」に、「4,055.7立方メートル」
を「3,993.6立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

河辺飛沢農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水人口等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第80号

町および字の区域ならびにその名称を変更する件

次のとおり本市の町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

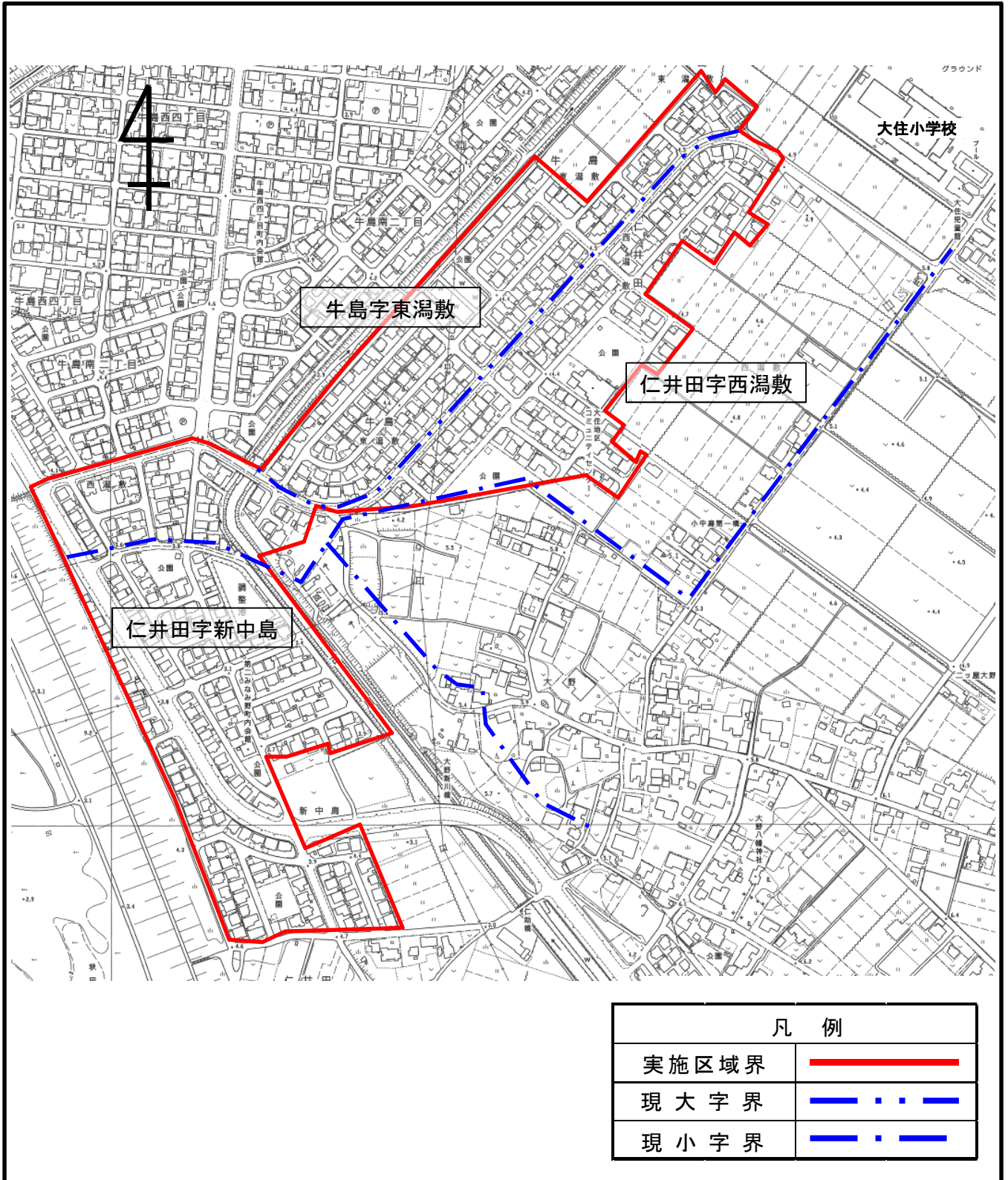
秋田市長 穂 積 志

- 1 町および字の区域ならびにその名称
別図1から別図2に変更する。
- 2 実施予定期日
平成31年7月1日

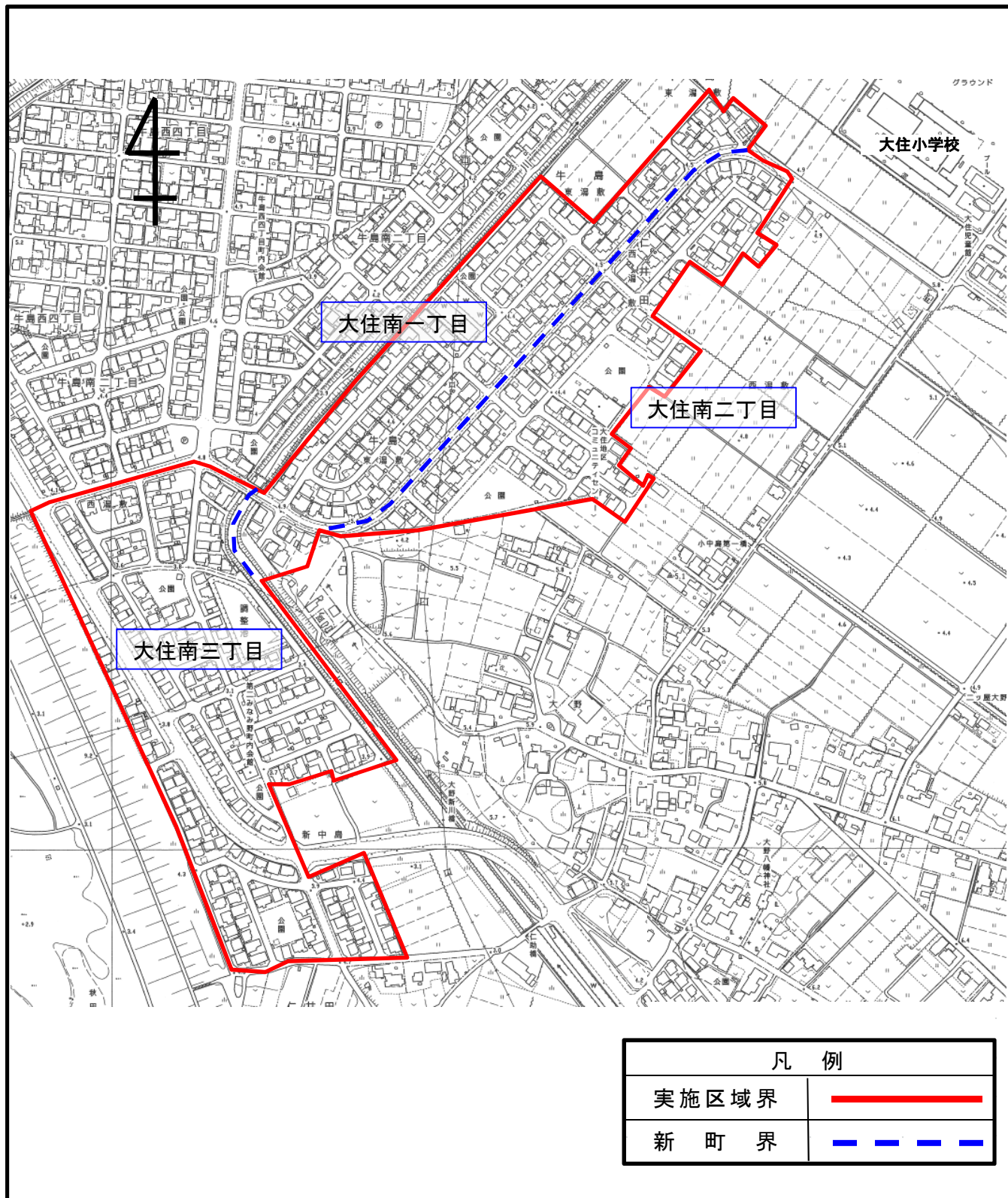
提案理由

牛島・仁井田地区の住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

別図1



別図2



議案第81号

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

次により公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項および第2項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

平成25年4月1日付けで認可した公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の一部を次のように変更する。

第1 変更する料金の区分

1 公開講座受講料

公開講座を受講する者から徴収する受講料の上限額を「2,060円」から「2,100円」に変更する。

2 工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟の使用料

第4中「社会貢献センター使用料」を「工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟の使用料」に、「社会貢献センターの」を「工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟の」に改める。

第2 別表

別表第3を次のように改める。

別表第3

施設	区 分	単 位	金 額	

			改正後	現 行
多目的 ホール	使用料	5 時間まで ごとに	2,200円	2,160円
	入場料その他の参加 者負担金（実費相当 額のものを除く。） を徴収する場合の使 用料	5 時間まで ごとに	11,000円	10,800円
	暖房料	暖房使用時 5 時間まで ごとに	730円	720円
レスト コーナ ー	使用料	5 時間まで ごとに	1,680円	1,650円
	暖房料	暖房使用時 5 時間まで ごとに	420円	410円
実習室	使用料	1 人につき 5 時間まで ごとに	420円	410円

第3 変更する期日

平成31年10月1日から

提案理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限等の変更を認可するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第82号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画を認可する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第83条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画 別紙

提案理由

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画を認可するため、議会の議決を求めようとするものである。

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画は、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標を達成するために策定するものです。

今後、人口減少および少子高齢化の更なる進展に伴い、これまで以上に多様な医療ニーズに対応した総合的かつ高度な医療の提供が求められます。

このため、平成26年度の地方独立行政法人化後に施行した第1期中期計画に引き続き、当法人の理念および基本方針の下、地域の中核病院として、がん診療をはじめとした高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療等、良質で安全な医療を継続的に提供することにより、市民の健康の維持および増進に努めます。

理念

市立秋田総合病院は、すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます。

基本方針

- 1 常に医療水準の向上に努め、地域の中核病院として多様化する医療への要望に応えます。
- 2 患者さんの権利や意思を十分に尊重し、診療情報の提供による相互理解に基づく医療を行います。
- 3 医療の安全のさらなる向上に努め、患者さんが安心できる医療を行います。
- 4 職員にとり働きがいのある就労環境の整備に努め、質の高い医療人を育成します。
- 5 業務の改善と効率的な運営に努め、健全で安定した経営基盤を確立します。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5

年間とします。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 良質で安全な医療の提供

地域における中核的な公的医療機関として、市民の多様なニーズに応え、市民の健康の維持および増進に寄与するため、医療機器の整備等により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病（注1）に対応する医療、救急医療等を提供します。

(1) 高度・専門医療の提供

市立秋田総合病院（以下「当院」という。）の行う高度・専門医療を充実させるため、医療機器の計画的な更新・整備を行うとともに、医療従事者の専門性を高めることなどにより、診療機能の向上に努めます。

ア がんへの対応

秋田県がん診療連携推進病院（注2）として、引き続き、がんに対する難易度の高い外科的治療をはじめ、低侵襲（注3）の外科的・非外科的治療、化学療法、放射線治療等の集学的治療（注4）を効果的に実施するとともに、緩和医療を行います。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
がん手術件数	618件	700件
化学療法件数	3,161件	3,500件
放射線治療件数 （体外照射法）	3,999件	4,500件
化学療法延べ患者数	588人	1,000人
放射線治療延べ患者数	155人	200人

イ 脳卒中への対応

脳卒中をはじめとした脳血管疾患に対しては、救急医療に対応する体制を維持するとともに、急性期および回復期リハビリテー

ションの充実に努めます。

ウ 急性心筋梗塞への対応

24時間対応可能な冠動脈カテーテル治療（注5）およびその後のICU（注6）での管理により、更なる救命率の向上を目指します。

エ 糖尿病への対応

チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等の糖尿病治療を提供するとともに、予防目的を含めた糖尿病教室を引き続き定期的に開催することにより、患者の意識啓発などの推進に努めます。

オ 精神疾患への対応

市内における総合病院で唯一の精神科の閉鎖病棟を引き続き運営します。

また、高齢化に伴い身体合併症を有する患者が増加していることから、身体合併症を有する精神疾患患者への対応病院として大きな役割を担っており、今後も急性期入院治療をはじめとする総合病院に求められる精神医療の充実に努めます。

更に、基幹型認知症疾患医療センター（注7）として、認知症に関する各種相談、鑑別診断および専門治療を行います。

(2) 救急医療の提供

心筋梗塞、急性腹症（注8）、脳卒中等への緊急対応も可能な二次救急医療機関（注9）として、24時間365日の対応を継続します。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
救急搬送受入率	98.8%	99.0%

(3) 採算性は低いが公的医療機関として担うべき医療の提供

採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療は、市が設置する医療機関の公的使命として、今後も継続して提供します。

ア 結核医療

秋田周辺医療圏（注10）内で唯一の結核病床を有している医療

機関として、秋田県医療保健福祉計画および結核患者数の動向を見据えながら、地域において求められる結核病床数を維持し、引き続き結核医療を提供します。

イ 精神医療

(1)のオの精神疾患への対応のとおり、精神医療の充実に努めます。

(4) 健診体制の充実

市民の疾病の予防および早期発見・早期治療のため、検査項目の設定および利便性の向上に配慮しながら、引き続き人間ドックをはじめ、企業健診の受託などを行います。

(5) 医療安全対策等の強化

ア 医療安全対策の強化

職員からのインシデント・アクシデント（注11）報告を徹底させ、毎月開催する医療安全対策委員会でその分析を行い、リスク回避の方策を立案するなど医療安全対策に取り組むとともに、全職員に対し年2回以上の研修受講を義務付けて医療安全についての意識の向上を図り、引き続き医療を安全に提供するよう努めます。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
インシデント報告数	1,402件	1,200件
医療安全研修職員受講率	91.6%	100%

イ 院内感染防止対策の強化

感染制御チームによる週1回の院内巡回、情報の収集、調査、分析、対策の立案等により院内感染の防止を図るほか、全職員に対し年2回以上の研修受講を義務付けて院内感染についての知識の習得と意識の向上を図り、引き続き病院全体として院内感染防止に取り組めます。

また、抗菌薬適正使用支援チームの活動を強化し、薬剤耐性対策の推進に努めます。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
感染対策研修職員受講率	100%	100%

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療や小児医療の充実を図り、女性と子どもに優しい病院を目指します。

ア 女性に優しい病院づくり

乳がん、子宮がん等、女性特有の疾患に関する医療の一層の充実を図るとともに、女性が受診し、又は相談しやすい医療環境の整備に努めます。

イ 小児医療体制の充実

小児科医が平日24時間診療を行う小児科救急（注12）を引き続き実施するとともに、アレルギー外来を継続し、秋田市の目指す「子どもを生み育てやすい環境づくり」の一翼を担います。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
小児科救急受診者数	8,690件	7,000件

ウ 産科医療の充実

緊急母体搬送の受入れを行うほか、合併症妊娠、切迫流産および重症妊娠中毒症の管理を行うなど、正常分娩以外にも対応し、安全で快適な出産環境を提供します。

エ 遺伝カウンセリング外来の運営

遺伝病又は遺伝子に関係する疾病から生じる問題に関してカウンセリングを行い、遺伝病などに関する詳しい情報や専門的な情報を提供するとともに、心理面のサポートを行います。

オ 病児保育施設の運営

市の子ども関連部局と連携し、病児対応型の病児保育施設を継続して運営します。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う認知症などの精神疾患、運動器障害等、いくつもの疾

病を併せ持つ高齢者の増加への対応に努めます。

精神疾患に関しては、身体合併症を有する精神疾患患者への対応病院として、引き続きその機能を十分に果たすほか、基幹型認知症疾患医療センターとして、認知症の早期発見・早期治療のため、認知症に関する各種相談、鑑別診断および専門治療を行うとともに、地域の医療機関および介護施設と連携し、急性期治療後の医療又は介護を切れ目なく提供することができるよう支援します。

また、運動器障害に関しては、適切に傷病の治療を行うとともに、早期に開始される急性期リハビリテーションおよびその後の回復期リハビリテーションの充実を図り、高齢者の残存機能を引き出して、自立した生活への復帰を促します。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者やその家族が納得して医療を受けられる体制を維持するとともに患者サービスの向上を図ります。

ア 患者やその家族の権利の尊重

患者やその家族に対して治療方針、治療経過等を丁寧にわかりやすく説明し、納得の上で治療方法を選択することができるよう、インフォームド・コンセント（注13）の充実、徹底を図ります。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、当院又は他の医療機関の患者が主治医とは別の意見を求めた場合には、引き続きセカンドオピニオン（注14）の要望に適切に対応します。

イ 患者サービスの向上

(ア) 患者待ち時間の短縮

毎年、待ち時間調査を行った上で、業務の流れの見直しなどを行うとともに、地域医療連携を推進して地域医療機関と役割分担を行い、外来患者数の適正化により患者の待ち時間の短縮を図ります。

(イ) 患者満足度調査の実施

毎年、入院患者および外来患者に対する患者満足度調査の実施および分析を行うことで業務運営の改善を図り、患者の満足

度が向上するよう努めます。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
入院患者満足度 (満足+やや満足)	96.6%	98.0%
外来患者満足度 (満足+やや満足)	93.3%	98.0%

(ウ) 接遇に関する研修の実施

患者および来院者の立場に立った、心のこもった接遇を実践することができるよう職員に対して接遇研修を実施します。

(エ) 院内環境の整備

患者および来院者に快適な環境を提供するため、施設設備の整備や修理を計画的に実施します。

(オ) 広報の充実

広報誌により当院の特色、取組などを積極的に周知するとともに、来院者があらかじめ当院に関する情報を入手し、安心して当院を利用することができるよう、ホームページに掲載する病院案内、治療実績等の情報を充実します。

(カ) 院内行事の実施

院内において音楽会および病院祭を開催し、患者および来院者に安らぎや喜びの場を提供します。

2 医療に関する調査および研究

治療実績および医療に関する情報の蓄積および管理に努めるとともに、診断、治療等の臨床に応用するための臨床研究（注15）を進めます。

また、新薬の開発等に貢献し、治療の効果および安全性を高めるため、積極的に治験（注16）を実施するよう努めます。

3 人材の確保と育成

良質で安全な医療を提供し、当院が担うべき医療機能を充実させるために必要な人材の確保および育成を図ります。

(1) 医療職の人材の確保

優秀な医療職の人材を確保するため、効果的な情報発信やPRを実施するとともに、院内保育所の運営など、職員の働きやすい就労環境の充実に努めます。

また、医師又は看護師が本来の業務に専念することができるよう、医師事務作業補助者（注17）や看護補助者を配置することにより負担軽減を図ります。

ア 医師

大学などの関係機関と連携を進め、引き続き医師の確保に努めるとともに、教育研修プログラムの一層の充実により臨床研修医の確保を図ります。

イ 看護師

看護師養成機関との連携、就職説明会の開催、採用試験の適宜実施等により看護師の確保に努めます。

ウ 医療技術者

医療環境および業務量の変化に対し、柔軟に対応することができるよう医療技術者の確保および配置に努めます。

(2) 人材育成

医療職職員（注18）について、医療等の専門知識の向上および新たな医療技術の習得のため、学会、研修会等への積極的な参加を促すとともに、職務上必要な専門資格、認定資格の取得の支援に努めます。

また、事務職職員（注19）についても、医療に関する知識の向上のため、研修会への積極的な参加や資格取得を促します。

4 地域医療への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、研修医の受入れなどにより医療従事者の育成に努めるなど地域医療に貢献します。

また、市民の健康づくりを推進するため、医療および健康に関する情報を発信します。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の急性期病院として、かかりつけ医をはじめとした地域の医療・保健・福祉機関、介護施設等との連携強化を図り、紹介による急性期患者の受入れおよび急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図るとともに、地域医療支援病院（注20）として承認されることを目指します。

また、地域連携クリニカルパス（注21）を適用する疾患の拡大を図り、それぞれの機能および役割を担う医療機関の間で共有することにより、患者にとって切れ目のない円滑な医療提供体制の実現に努めます。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
紹介率 （地域医療支援病院）	28.1%	35.0%
逆紹介率 （地域医療支援病院）	80.9%	82.0%
病床利用率	78.9%	90.0%
在宅復帰率	96.8%	97.0%

(2) 教育研修の推進

地域の医療を担う医療従事者の育成に貢献するため、研修医又は医療教育機関からの実習生の受入れを行うほか、専門医などの育成に努めます。

ア 研修医の育成

教育研修プログラムなどの一層の充実を図り、臨床研修指定病院（注22）として、研修医の技術および知識の向上に寄与します。

イ 実習生の受入れ

秋田大学医学部、秋田市医師会立秋田看護学校等の実習病院として、次世代を担う医師および看護師の教育に努めるとともに、医療技術者の育成のため、薬剤部、栄養室、リハビリテーション科等においても実習生の受入れに努めます。

ウ 専門医等の育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医（注23）の育成に努めるなど、地域における医療の中核となる人材の育成を図ります。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、各種院内教室や健康講座（注24）を実施するとともに、保健所など市の関係機関と連携して出前講座（注25）を実施し、医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めます。

また、各種院内教室等を開催した際には、アンケートを実施するなど受講者の理解度等を把握し、内容の改善および充実を図ります。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
院内教室等実施回数	42回	42回
出前講座実施回数	11回	11回

5 災害時の体制強化

災害時には災害拠点病院（注26）として、秋田県、秋田市、関係医師会等と協力して対応に当たることとし、災害時対応訓練による体制強化および災害備蓄品の整備を行います。

また、大規模な災害、事故等の発生時に被災地に駆けつけ救急医療を行うために組織した災害派遣医療チーム（注27）（DMAT）の2チーム体制を維持することに努めます。

更には、災害時病院間支援協定を締結している仙台市立病院および山形市立病院済生館との連携を維持し、災害時の人的・物質的援助を優先的に提供しあいます。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営企画・分析力の向上

研修、資格取得等により、医療事務の高い専門性を有する人材を育成するとともに、外部の専門的知見や病院経営に関する知識の活用に

より、事務部門における経営企画・分析力の向上を図り、経営の強化に繋がります。

2 外部評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価（注28）の認定更新（平成32年度）に向けて、医療機能・患者サービス向上委員会が中心となって、更なる医療の質の向上およびサービスの改善を図ります。

なお、次回更新時の審査結果は、ホームページで公表し、市民の信頼の確保に努めます。

3 効率的な診療体制の構築

電子カルテシステム（注29）を運用し、各部門間において患者情報を共有化することにより、医療の提供の効率化を図ります。

また、院内のクリニカルパスを引き続き推進するとともに、内容の精査による質の向上を図り、部門や職種を超えた職員のスムーズな連携のもと、チーム医療による効果的かつ効率的な医療を実施します。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
クリニカルパス使用率 (患者数)	45.4%	46.0%
クリニカルパス使用率 (日数)	18.5%	20.0%

4 経費の節減

複数年契約、複合契約等の多様な契約手法により購入価格の引下げを図るとともに、可能な限り後発医薬品（注30）（ジェネリック医薬品）への切替えを推進し、引き続き経費の節減に努めます。

また、職員のコストに対する意識の徹底を図ることにより、消耗品、光熱水費等の経費の節減に努めます。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
診療材料費の対医業収益比率	9.4%	9.2%

(税抜き)		
薬品費の対医業収益比率 (税抜き)	14.0%	13.7%
後発医薬品の使用割合	90.5%	91.0%

5 医業収入の確保

診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応および未収金対策の強化により、医業収入の確保に努めます。

(1) 診療報酬請求事務の体制強化

診療報酬に関連する施設基準の維持、管理および診療報酬の請求漏れ、減点等の防止のため、医療事務の経験豊富な人材の確保又は専門的な研修の受講促進による人材の育成を図り、診療報酬の改定等の環境変化に迅速かつ適切に対応することができるよう体制強化に努めます。

(2) 未収金対策の強化

患者に対する入院時の説明の徹底および院内連携により未収金の発生の防止に努めるとともに、未収金が発生した場合には、早期回収のため、督促や訪問回収に加え、法的措置の対応も引き続き行います。

【目標指標】

	平成29年度実績	平成35年度目標
個人分徴収率 (現年度分)	98.5%	99.5%

(注) 次年度5月末現在

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

中期計画期間内に行われる病院の改築および医療機器整備などの減価償却費の発生により、一時的に経常収支に影響が見込まれるものの、「第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を着実に実行し、良質な医療を安定的かつ継続的に提供します。

1 予算（平成31年度～平成35年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	56,974
医業収益	52,517
運営費負担金等	4,201
補助金等	256
営業外収益	718
運営費負担金等	252
補助金等	0
その他収入	466
資本収入	23,749
運営費負担金	1,897
長期借入金	21,840
その他	12
計	81,441
支出	
営業費用	53,998
医業費用	51,743
給与費	29,617
材料費	13,192
経費	8,715
研究研修費	219
一般管理費	2,255
営業外費用	542
資本支出	25,400
建設改良費	23,326
償還金	2,074
計	79,940

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮して
いません。

【人件費の見積り】

期間中総額30,991百万円を支出します。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、職員の給料、諸手当、
法定福利費および退職手当の額に相当するものです。

【運営費負担金の算定ルール等】

運営費負担金（注31）については、毎年度総務省が発出する「地
方公営企業繰出金について」に準じた考え方によります。

また、建設改良費および長期借入金等元利償還金に充当される運
営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とします。

2 収支計画（平成31年度～平成35年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	58,953
営業収益	58,267
医業収益	52,405
運営費負担金等収益	4,201
補助金等	1,661
営業外収益	686
運営費負担金等収益	252
補助金等収益	109
その他営業外収益	325
臨時利益	0
費用の部	65,681
営業費用	58,868
医業費用	56,689
給与費	29,617
材料費	12,015
経費	7,968
減価償却費	6,875
資産減耗費	15
研究研修費	199
一般管理費	2,179
営業外費用	4,458
臨時損失	2,355
純利益	▲6,728

3 資金計画（平成31年度～平成35年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	85,926
業務活動による収入	57,692
診療業務による収入	52,517
運営費負担金等による収入	4,453
その他の業務活動による収入	722
投資活動による収入	1,909
運営費負担金による収入	1,897
その他の投資活動による収入	12
財務活動による収入	21,840
長期借入金による収入	21,840
前期中期目標期間からの繰越金	4,485
資金支出	79,940
業務活動による支出	54,540
給与費支出	30,991
材料費支出	13,192
その他の業務活動による支出	10,357
投資活動による支出	23,326
有形固定資産の取得による支出	23,326
財務活動による支出	2,074
長期借入金の返済による支出	1,119
移行前地方債償還債務の償還による支出	955
次期中期目標期間への繰越金	5,986

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 8,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金等の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等一時的な資金不足への対応
- (3) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (4) 病院の改築工事に係る一時的な資金不足への対応

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

第7 その他の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等および病院改築事業に充てます。

第9 料金に関する事項

1 使用料および手数料

当院の使用料および手数料（以下「使用料等」という。）については、次に定める額とします。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬告示」という。）により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項および第85条の2第2項ならびに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項および第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（以下「入院時療養費告示」とい

う。)により算定した額

- (3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）および労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付の対象となる診療については、診療報酬告示に定める点数にそれぞれ次に掲げる額を乗じて得た額および入院時療養費告示により算出した額

ア 自動車損害賠償保障法 15円

イ 労働者災害補償保険法 11.5円

- (4) 前3号に掲げるもの以外のものについては、理事長が別に定める額

2 使用料等の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、使用料等の全部又は一部を減免することができます。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令、臨床倫理に係るガイドライン等を遵守し、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、病院内の倫理委員会又は治験審査委員会において十分な検討を行います。

また、患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）および秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき適切に対応します。

なお、職員の倫理、行動規範および公益通報制度についても、関連する規程を周知し、職員の法令遵守体制の充実を図ります。

2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進します。

また、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

3 新たな人事制度の運用および就労環境の整備

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、新たな人事制度を運用するとともに、職員の就労環境の整備を図ります。

(1) 新たな人事制度の運用

職員の勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討します。

(2) 就労環境の整備

地域医療を守る使命を全ての職員が共有し、一体となって質の高い医療を提供できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備に努めます。

ア 多様な勤務形態について検討し、職員にとって働きやすく、働きがいのある就労環境の整備に向けての取組を推進します。

イ 院内保育所を運営し、職員の育児を支援します。

ウ 職員の健康保持のため、メンタルヘルスを含む健康相談体制を維持します。

4 病院の改築と医療機能の拡充

本院が目指す医療の充実および施設のアメニティ（注32）向上などを図るため、平成34年度開院予定の病院の改築を計画的に進めます。

また、随時、病院の改築に係る進捗状況をホームページなどで市民へ情報発信します。

5 秋田県地域医療構想を踏まえた本院の果たすべき役割

本院は、緊急、重症な状態にある患者に対して急性期医療を24時間提供するとともに、結核・精神・救急などの政策的な医療も総合的に提供する地域の中核的な病院としての役割を継続します。

また、新病院においては、引き続き、良質で安全な医療機能を維持しつつ、新たに感染症医療も提供します。

更に、秋田県地域医療構想（注33）に掲げられている地域包括ケアシステム（注34）の推進および医療提供体制の再編・ネットワーク化については、秋田県の動向を注視し、適宜検討します。

第11 その他市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設および設備に関する計画（平成31年度～平成35年度）

病院施設および医療機器等の計画的な更新および整備を行います。

また、病院改築においては、新病院の設計、建設工事等を行います。

（単位：百万円）

施設および設備の内容	予定額	財源
病院施設および医療機器等整備	5,406	秋田市からの長期借入金等
病院改築事業	16,434	秋田市からの長期借入金等
計	21,840	

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	955	0	955

(2) 長期借入金償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
病院施設および医療機器等整備	1,111	5,291	6,402
病院改築事業	8	17,269	17,277
計	1,119	22,560	23,679

3 積立金の処分に関する計画

第1期中期目標期間の繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等および病院改築事業に充てます。

用語解説

注1 5疾病

がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5つの疾病をいう。患者数が多く死亡率も高いこれらの疾患は、その経過に対応したきめ細かな治療やケアが必要になるとして、都道府県が策定する医療計画の中に重点対策を盛り込むことが医療法等により定められている。

注2 秋田県がん診療連携推進病院

がん診療の一層の充実を図り、秋田県民に安心して適切な医療を提供するため、診療、研修および情報の収集・提供についての整備要件を満たしている病院について知事が指定するもので、当院は、平成22年3月31日付けで指定されている。

注3 低侵襲

侵襲とは、肉体の通常の状態を乱す外部からの刺激のことを指し、その刺激が少ないことをいう。

がん治療における低侵襲治療としては、内視鏡治療、鏡視下手術、放射線治療、化学療法等がある。

注4 集学的治療

外科的治療、内科的治療、放射線治療等の複数の治療法を組み合わせで行う治療をいう。

注5 冠動脈カテーテル治療

手又は足の血管からカテーテルを冠動脈に挿入し、狭くなっている場所を拡張させる治療法をいう。具体的には、先端に風船のついたカテーテルを冠動脈の狭窄部に挿入し、風船を膨らませることで狭窄部を拡張し、冠動脈の血流の増加を図るもので、近年では、網目状の金属を使用して血管内に突出した病変を血管外方に圧排する「ステント」もよく使用されている。

注6 ICU

通常の医療設備では十分管理できない重症疾患や大手術後の患者を対象として、24時間連続監視のもとに、必要に応じ迅速な救急処置を講じうるよう、病院内の一区域に設定された特殊治療施設のことをいい、集

中治療室と呼ばれることもある。

注7 基幹型認知症疾患医療センター

認知症に関する専門医療相談、鑑別診断、身体合併症の急性期治療等により総合的に認知症疾患に対応する医療機関をいい、都道府県知事が指定する。保健・医療・介護機関、行政等と連携を図り、地域の医療・介護関係者への研修等も行う。

なお、認知症疾患医療センターは、基幹型、地域型、連携型があり、基幹型は、検査機器・入院設備のほかに、BPSD（認知症に伴う行動と心理病状）および身体合併症へ対応するため、緊急入院用の空床を確保する等の体制が整っており、認知症疾患医療センターの中で中核的な役割を担う。

注8 急性腹症

急激に発症し、激しい腹痛を伴う数多くの疾患の総称で、早急に診断・治療（多くは手術）を必要とする。原因としては、消化器疾患に限らず婦人科疾患、泌尿器科疾患等も含まれる。

注9 二次救急医療機関

事故、急病等による傷病者を救急隊が緊急に搬送する医療機関として、知事が認定・告示した救急告示病院のうち、入院や手術を要する症例に対する医療を行う医療機関をいう。

注10 秋田周辺医療圏

秋田県医療保健福祉計画において定める秋田市、男鹿市、潟上市および南秋田郡の各市町村により構成される二次医療圏をいう。なお、医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るに当たって設定する地域的単位のこと、そのうち二次医療圏とは、特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏であって、地理的条件等の自然的条件および日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮し、一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定される医療圏をいう。

注11 インシデント・アクシデント

インシデントとは、医療行為又は管理面で、間違いに事前に気づいた

り、誤った行為があっても患者にほとんど害が及ばなかった事例で、一般的に「ヒヤリ・ハット」と言われている事例を含む。

一方、アクシデントとは、医療行為又は管理面において発生する人身事故の事例を指す。アクシデントには患者ばかりでなく医療従事者が被害者である場合も含み、また、廊下で転倒した場合のように医療行為とは直接関係しないものも含む。

注12 小児科救急

当院においては、秋田市立夜間休日応急診療所が担っていた小児科初期診療部門について、平成24年9月にその機能を強化して引き継ぎ、平日は24時間、土・日・祝日は9：30から22：30までの間、小児科医師が診察を行っている。

注13 インフォームド・コンセント

患者が、医師から治療法等を十分に知らされた上で同意することをいう。

注14 セカンドオピニオン

医師の診断や治療法について、患者が別の医師の意見を求めることをいう。

注15 臨床研究

疾病の予防・診断、治療方法の改善、疾病の原因を明らかにする等のために、人を対象として行われる研究をいう。ある疾病の患者に新しい医薬品、医療機器等の治療方法を試みて、安全であるかどうか、又は効果があるかどうかを判定するための研究なども臨床研究に含まれる。

注16 治験

新しい医薬品又は医療機器の製造販売に関して、有効性と安全性（副作用など）を確認し、製造や輸入などの承認を厚生労働省から得るために行われる、治療を兼ねた臨床試験をいう。

注17 医師事務作業補助者

診断書等の文書作成、処方せんの作成、検査の予約その他の医師の事務的業務を医師の指示の下で、医師に代わって行う職種をいう。勤務医の負担を軽減することにより、安定的かつ継続的な医療提供体制を整え

ることを目的として配置するものであり、一定の要件の下、その配置割合に応じ、診療報酬上の加算が算定される。

注18 医療職職員

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士等の医療業務に従事する職種の職員をいう。

注19 事務職職員

事務局職員、診療情報管理士等の病院の事務に従事する職種の職員をいう。

注20 地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、地域医療を担うかかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援する病院をいう。紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介を含む。）、医療機器の共同利用の実施、救急医療の提供および地域の医療従事者に対する研修の実施がその役割とされており、これらについての一定の要件を満たす病院に対して都道府県知事が承認する。

注21 地域連携クリニカルパス

クリニカルパスとは、良質な医療を効率的かつ安全・適正に提供するための手段として開発された診療計画表のことであり、地域連携クリニカルパスとは、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるよう、治療を受ける医療機関で共有して用いるために作成する診療計画表である。診療に当たる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示し、説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。

注22 臨床研修指定病院

医学部を卒業し、医師免許を取得した医師が、基本的な診療能力を身につけられるよう、医師として義務付けられている2年以上の研修を実施できる体制を持った病院として厚生労働大臣から指定された病院をいう。各診療科には、研修医を指導するために必要な設備が備わっており、十分な指導力のある指導医が配置されている。

注23 専門医

医学・歯学分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師・歯科医師をいう。

注24 院内教室・健康講座

当院では、市民の健康に寄与することを目的に、「肝臓教室」、「呼吸教室」、「こころの教室」、「糖尿病教室」、「がんサポート教室」、「転倒予防教室」、「市民健康講座」等の市民向けの健康講座等を定期的で開催している。

注25 出前講座

当院では、地域で行う生涯学習等の一助となるため、積極的に出前講座を行っており、医師、看護師、薬剤師等が市民サービスセンター等で健康に関する講演等を行っている。

注26 災害拠点病院

「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」として指定を受けた病院を指す。被災地への災害派遣医療チームの派遣、救命救急医療の提供、緊急医療品および医療器材の備蓄など災害医療救護の中核的役割を担う。

注27 災害派遣医療チーム

大規模災害又は多数の傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。医師、看護師および業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職職員をいう。）で構成され、応急処置・救命措置・トリアージなど現場での災害時医療をはじめ、災害地外の病院への広域医療搬送、被災地の病院支援等の活動を行う。

注28 病院機能評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院の評価事業をいう。「患者の権利と医療の質及び安全の確保」、「療養環境と患者サービス」等について、病院運営の専門家が評価する。受審の準備を進めることで、医療の質の向上やサービス改善が進むとともに、第三者の評価により現状が客観的に把握でき、改善すべき点が明確にされるなどの効果

がある。当院では、平成17年9月に認定を受け、平成23年7月と平成28年1月に更新の認定を受けている。

注29 電子カルテシステム

狭義に「電子カルテ」という場合は、医師法（昭和23年法律第201号）および歯科医師法（昭和23年法律第202号）により規定され、5年間の保存が義務付けられた医師の診療録自体の電子化を指すが、この狭義の電子カルテとオーダーエントリーシステム（検査オーダー、処方、画像・検査結果参照、医事会計その他の比較的事務的色彩の強く定型化が可能な作業について電子化したシステムをいう。）とは、単一の端末上で操作されることがほとんどであるため、中期計画においてはこれらを併せて「電子カルテシステム」と呼称する。

注30 後発医薬品

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果および用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいう。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

注31 運営費負担金

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定により設立団体が負担するものとされている、その性質上事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費又は能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費についての負担金をいう。

注32 アメニティ

「快適性」、「快適な環境」、「魅力ある環境」等と訳され、19世紀後半以来イギリスにおいて形成されてきた環境についての思想であり、都市計画および環境行政の根底にある価値観とされている。

注33 秋田県地域医療構想

秋田県が病床の機能の分化・連携を進めるために、病床機能ごとに団

塊の世代が75歳以上になる2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するために定める施策をいう。なお、地域医療構想は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により都道府県に策定が義務付けられており、秋田県では平成28年10月に策定している。

注34 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持および自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような地域の包括的な支援およびサービス提供体制をいう。

議案第83号

秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件

次のとおり秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件

秋田市過疎地域自立促進計画（平成28年3月18日議決）の一部を次のように変更する。

「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
目次中 (1) 現況と問題点 を
(2) その対策 」

「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
(1) 現況と問題点 に改める。
(2) その対策
(3) 計画 」

3の各号列記以外の部分中「留意します」を「留意するとともに、地域の観光案内や災害時の拠点となる公共施設における、公衆無線LAN環境の整備を進めます」に改める。

3の第1号ウに次のように加える。

また、地域の観光案内や災害時の拠点となる公共施設において、公衆無線LAN環境の整備がされておらず、通信手段等を確保するため、整備を推進する必要があります。

3の第2号ウ中「留意していきます」を「留意するとともに、地域の観

光案内や災害時の拠点となる公共施設への、公衆無線LAN環境の整備に努めます」に改める。

3に次の1号を加える。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通 信体系の 整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	(5)電気通信 施設等情報 化のための 施設 その他の情 報化のため の施設	公衆無線LAN環境整備事業	市	追加

4の各号列記以外の部分中「充実させることにより」を「充実させるほか、増加する山岳等での事故等へ対応できるよう」に改める。

4の各号列記以外の部分エ中「特異災害」の次に「、山岳等での事故等」を加える。

4の各号列記以外の部分オの次に次のように加える。

カ その他

老朽化により有効活用が困難となっている公共施設等について、市民の安全安心な生活環境の確保と、よりよい景観保全のための取り組みを進めます。

4の第1号エ中「必要となっています。」の次に次のように加える。

あわせて、近年増加している山岳等での事故等について、救助活動を迅速かつ安全に行うための知識・技術の習得および専門の車両、資機材の整備が必要です。

4の第1号に次のように加える。

カ その他

老朽化により有効活用が困難となっている公共施設等については、市民の安全安心な生活環境の確保と、よりよい景観保全のための取り組みを進める必要があります。

4の第2号エに次のように加える。

(ク) 山岳等での事故等における救助活動を、迅速かつ安全に行うため、山岳救助隊を創設するとともに、山岳救助車両および専門の資機材を整備します。

4の第2号に次のように加える。

カ その他

市民の安全安心な生活を守り、良好な住環境と景観の保全を図るため、老朽化し、使用されていない公共施設等の解体撤去の推進に努めます。

4の第3号の事業計画の表を次のように改める。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環 境の整備	(2)下水処理 施設 公共下水道	秋田市公共下水道事業（河辺 地域） 計画面積 A = 239.1ha 計画処理人口 5,470人	市	
	農村集落排 水施設	農業集落排水事業 飛沢、砂子淵地区 機能診断、実施設計、管路接 続工事	市	
	その他	浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽設置25基（河辺地域）	市	

(4) 消防施設	消防団多機能型消防ポンプ自動車 1 台	市	
	小型動力ポンプ 2 台	市	
	小型動力ポンプ積載用自動車 4 台	市	
	消防器具格納庫改築 (和田地区 1 棟、畑谷地区 1 棟、岩見三内地区 1 棟)	市	追加
	救急自動車 1 台、高度救命用資機材 1 式	市	
	消防ポンプ自動車 1 台	市	追加
	山岳救助車両 1 台、山岳救助用資機材 1 式	市	追加
(6) 過疎地域自立促進特別事業	<p>公共施設等解体事業</p> <p>① 事業の必要性</p> <p>公共施設等の統廃合などにより、老朽化した未利用の公共施設等が増加している。倒壊等を未然に防止し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、未利用の公共施設等を適正に管理する必要がある。</p> <p>② 具体の事業内容</p> <p>老朽化した未利用の公共施設等を解体撤去する。</p> <p>③ 事業効果</p> <p>老朽化した未利用の公共施設等を解体撤去することで、</p>	市	追加

		市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現と、よりよい景観の保全が図られ、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。		
--	--	--	--	--

7の第3号の事業計画の表を次のように改める。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設	校舎	河辺小学校トイレ改修	市	
			岩見三内中学校屋根改修	市	追加
			河辺中学校外壁改修	市	追加
			河辺中学校温水発生機改修	市	追加
			河辺小学校受変電設備改修	市	追加
		屋外運動場	河辺小学校グラウンド改修	市	
		水泳プール	戸島小学校プール改修	市	追加
		その他	河辺中学校下水道直結	市	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分の表に次のように加える。

3 生活環 境の整備	(6)過疎地域 自立促進特 別事業	公共施設等解体事業 ①事業の必要性 公共施設等の統廃合などにより、老朽化した未利用の公共施設等が増加している。倒壊等を未然に防止し、住民が	市	追加
---------------	-------------------------	---	---	----

	<p>将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、未利用の公共施設等を適正に管理する必要がある。</p> <p>② 具体の事業内容</p> <p>老朽化した未利用の公共施設等を解体撤去する。</p> <p>③ 事業効果</p> <p>老朽化した未利用の公共施設等を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現と、よりよい景観の保全が図られ、将来にわたり地域の自立促進に資する事業である。</p>	
--	---	--

提案理由

旧河辺町区域において新規に事業を実施するため、秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

議案第84号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 契約の金額 6,688,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県横手市平城町10番24号
氏名 泉 田 雅 俊
資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第85号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市西部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市西部市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市新屋扇町13番34号
西部地域住民自治協議会
会長 赤 沼 侃
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

西部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第86号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市南部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市南部市民サービスセンターの項第1号から第7号までに規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市御野場一丁目5番1号
南部地域づくり協議会
会長 佐藤 義明
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

南部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第87号

秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島松根東町5番22号
飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 千 蒲 久 義
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第88号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形字オノ浜51番地の2
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 金子 忠 弘
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第89号

秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目15番5号
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 宮 澤 淳
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第90号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

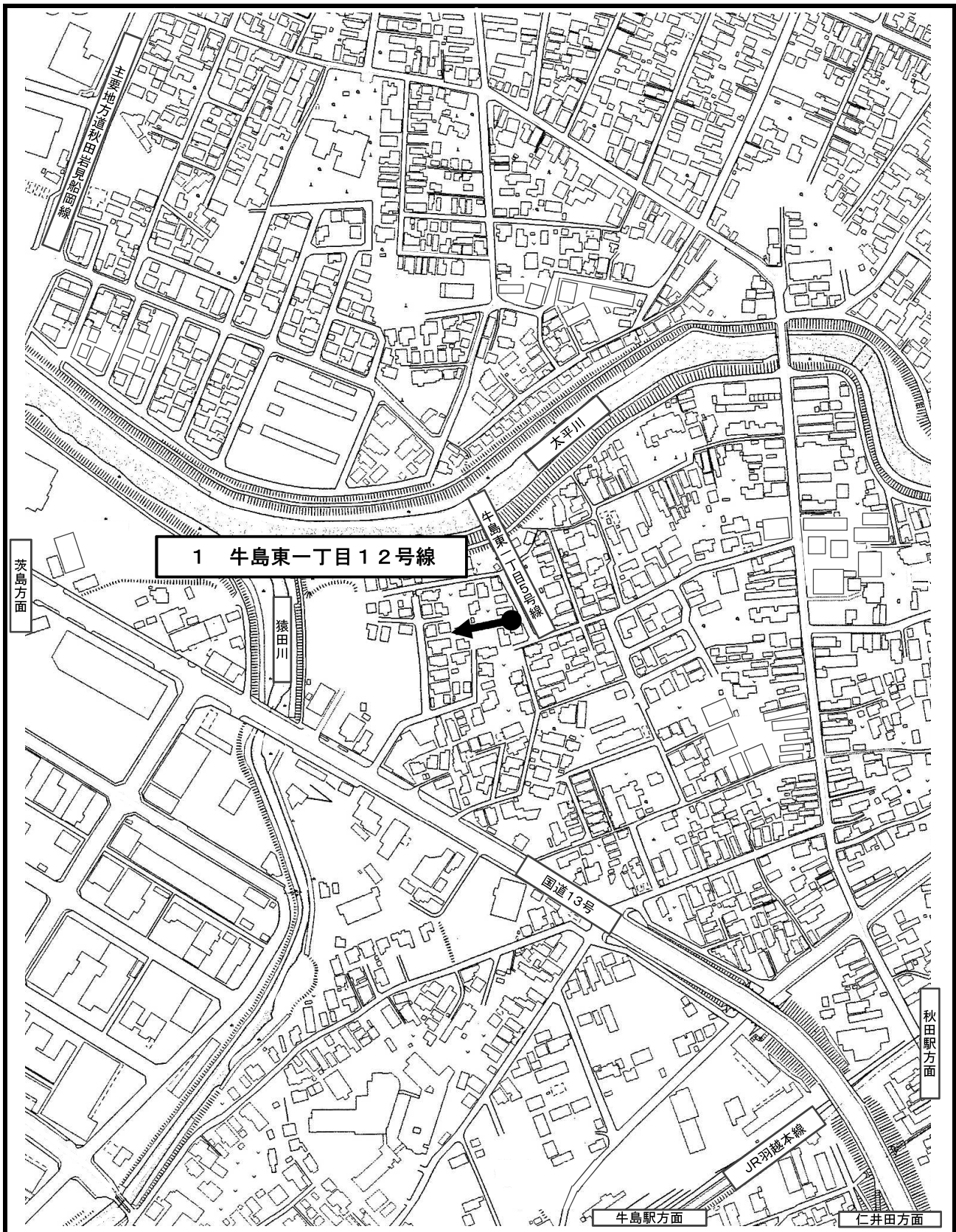
路線名	起 点	重要な 経過地	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
	終 点			
牛島東一丁目 12号線	牛島東一丁目10番6地先		56.80	5.30 ～ 6.00
	牛島東一丁目24番74地先			
泉北一丁目1 号線	泉北一丁目16番1地先		103.40	6.00
	泉北一丁目16番7地先			
寺内神屋敷9 号線	寺内字神屋敷295番51地先		323.10	10.00 ～ 15.00
	寺内字神屋敷295番66地先			
仁井田小中島 3号線	仁井田小中島245番4地先		110.90	6.00
	仁井田小中島225番11地先			
新屋沖田町15 号線	新屋沖田町51番1地先		70.50	6.00 ～ 6.30
	新屋沖田町122番3地先			

提案理由

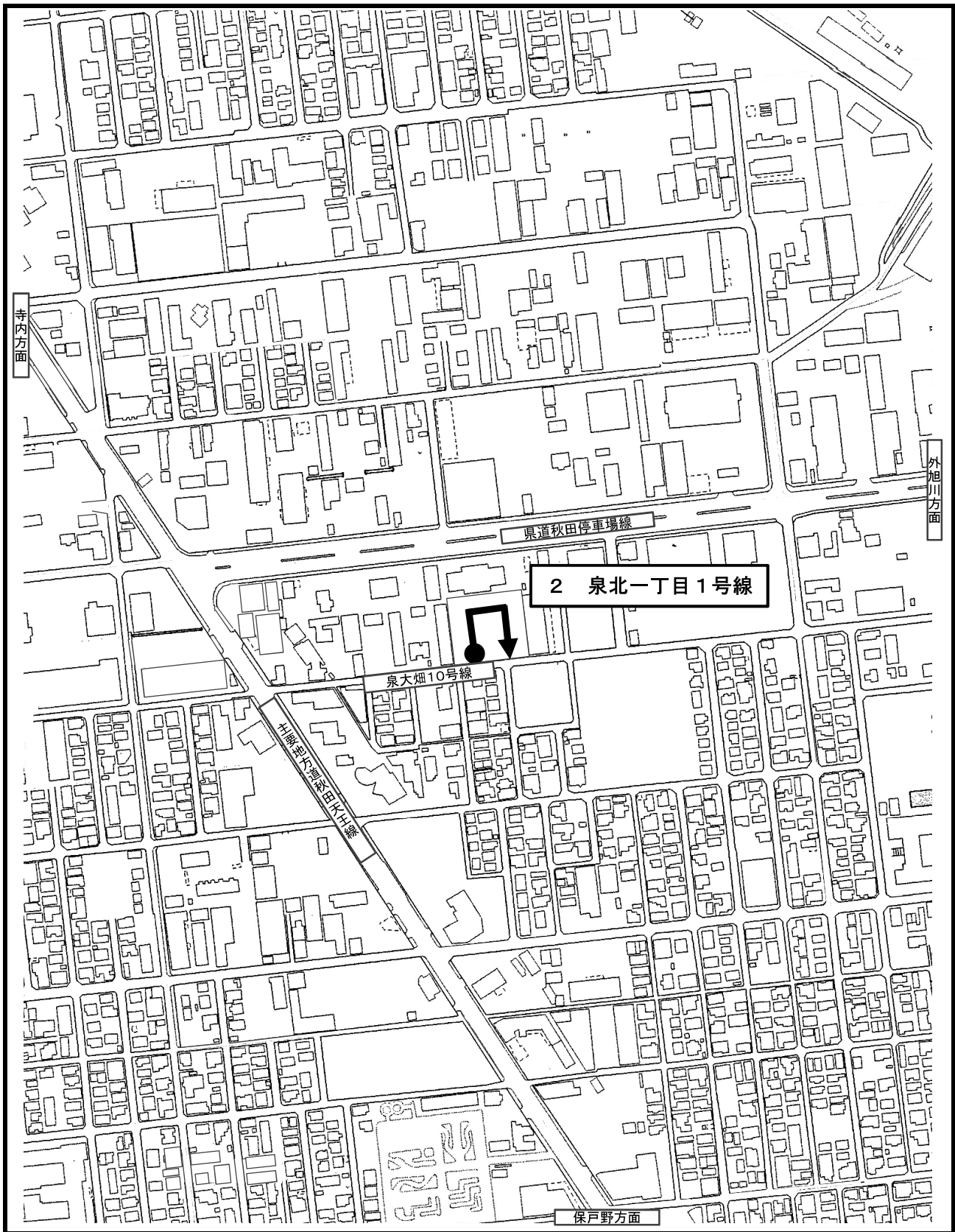
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)
1	牛島東一丁目12号線	56.80	5.30~6.00
2	泉北一丁目1号線	103.40	6.00
3	寺内神屋敷9号線	323.10	10.00~15.00
4	仁井田小中島3号線	110.90	6.00
5	新屋沖田町15号線	70.50	6.00~6.30
合計延長		664.70	

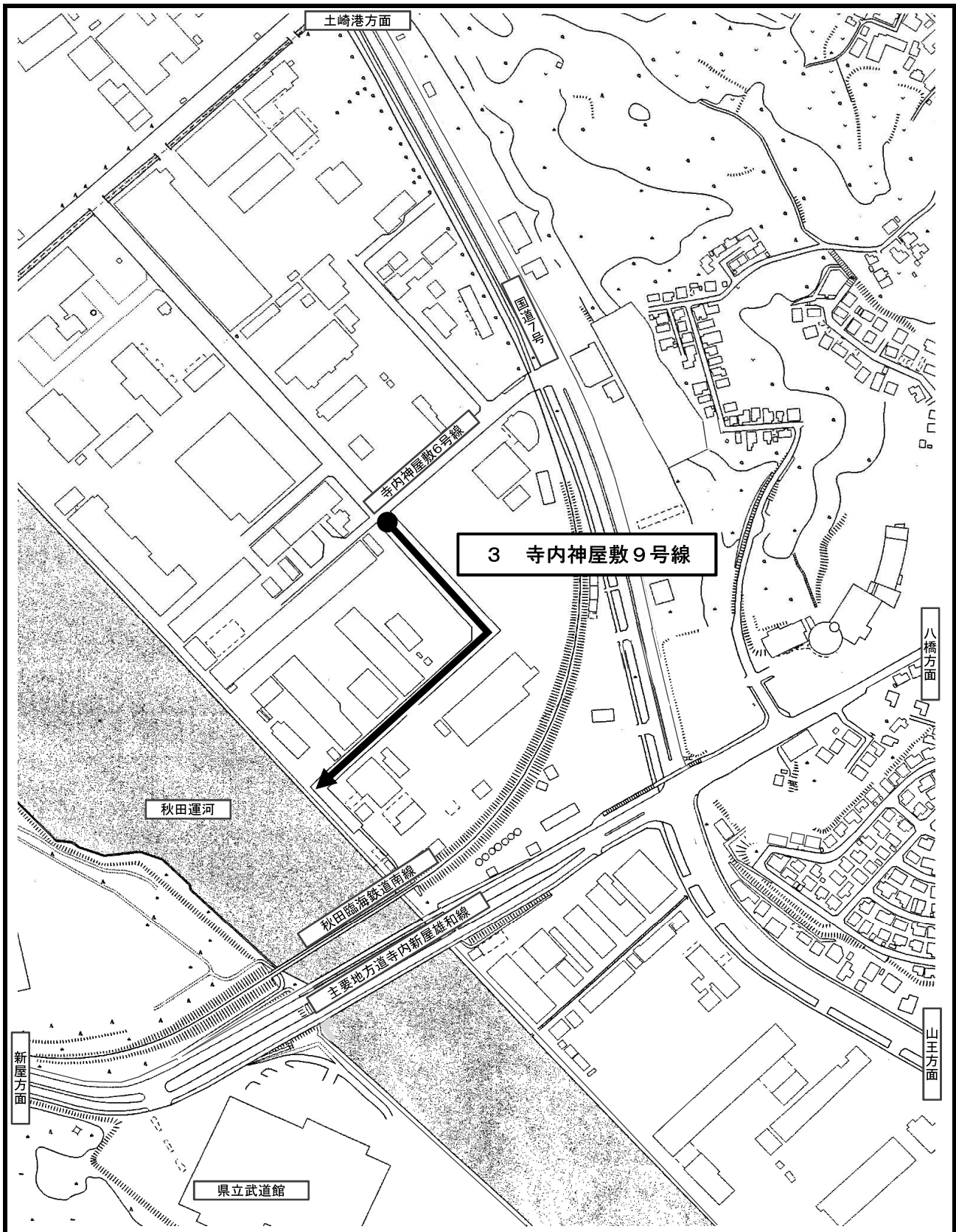
牛島東一丁目12号線



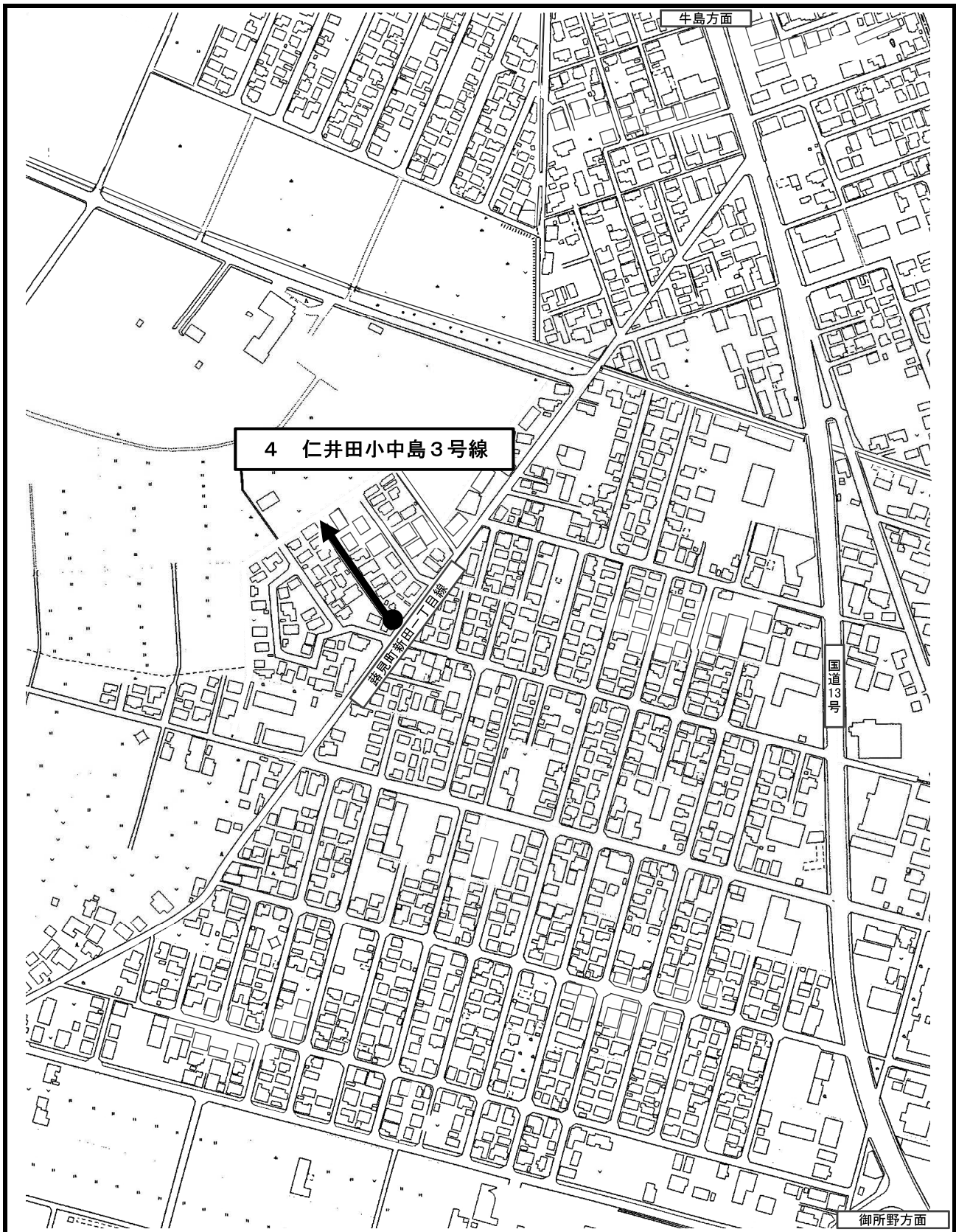
泉北一丁目1号線



寺内神屋敷9号線



仁井田小中島 3 号線



新屋沖田町15号線

